

令和5年度 第1回市長会議次第

令和5年4月26日（水）
栃木県自治会館大会議室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 再選市長あいさつ
- (3) 栃木県総合政策部長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会務報告について [資料1]
 - ① 抗原定性検査キットの配布継続について [資料1-1]
 - ② とちぎ公労使共同宣言 [資料1-2]
- (2) 市長会長及び副会長の役職について [資料2]
- (3) 全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について（前期） [資料3]

4 協議事項

- (1) 栃木県市長会役員改選について [資料4]
 - 会 長（1名） →宇都宮市長に決定
 - 副会長（1名） →鹿沼市長に決定
 - 監 事（2名） →日光市長、那須烏山市長に決定
- (2) 役員・委員の推薦について [資料5]
 - ① 全国市長会 [資料5]
 - 理 事（1名） →鹿沼市長に決定
 - 評議員（3名） →佐野市長、矢板市長、さくら市長に決定
 - ※ 任期1年（令和5年6月7日〔総会〕～令和6年6月〔総会〕）
 - ※ 行政・財政・社会文教・経済委員会の構成は、理事、評議員、都道府県市長会長等で構成。
 - ② 全国市長会関東支部 [資料6]
 - 理 事（1名） →那須烏山市長に決定
 - 監 事（1名） →下野市長に決定
 - ※ 任期1年（令和5年5月17日〔総会〕～令和年5月〔総会〕）
 - ③ 栃木県市長会代表役職 [資料7]
 - ア 栃木県国土利用計画地方審議会 [資料7-1]
 - 委 員（1名） →小山市長に決定

- ※ 任期2年（令和5年7月1日～令和8年6月30日）
- イ （公財）栃木県国際交流協会 [資料7-2]
評議員（1名）→真岡市長に決定
- ※ 任期4年（令和5年6月〔評議員会〕～令和9年6月〔評議員会〕）
- ウ （公社）とちぎ環境・みどり推進機構 [資料7-3]
理事（1名）→矢板市長に決定
- ※ 任期2年（令和5年6月〔総会〕～令和7年5月〔総会〕）
- エ （公財）栃木県育英会 [資料7-4]
理事（1名）→さくら市長に決定
- ※ 任期2年（令和5年6月〔評議員会〕～令和7年6月〔評議員会〕）
- オ 栃木県競技力向上対策本部 [資料7-5]
委員（1名）→足利市長に決定
- ※ 任期2年（令和5年4月～令和7年3月）

(3) 県に対する要望について（春季）18件 [資料8]

※原案のとおり決定

- ① 部活動の地域移行に係る人材確保について（宇都宮市・佐野市） [資料8-1]
- ② MICE開催支援制度の新設について（宇都宮市） [資料8-2]
- ③ 放課後児童クラブにおける低所得者世帯等に対する利用料助成への支援について（足利市） [資料8-3]
- ④ 空き家対策に関する財政支援について（足利市） [資料8-4]
- ⑤ インボイス制度に伴うシルバー人材センターへの配慮について（栃木市） [資料8-5]
- ⑥ コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う生活者及び事業者への一体的な支援について（佐野市） [資料8-6]
- ⑦ こども医療費助成制度の見直しについて（鹿沼市） [資料8-7]
- ⑧ 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について（鹿沼市） [資料8-8]
- ⑨ 特別支援教育に係る人的・財政的支援について（小山市） [資料8-9]
- ⑩ ICT環境整備にかかる財政的支援及び補助事業等の長期的継続について（小山市） [資料8-10]
- ⑪ 小中学校における英語教育充実に対する支援について（真岡市） [資料8-11]
- ⑫ 栃木県相談支援従事者初任者研修の拡充について（大田原市・那須塩原市） [資料8-12]
- ⑬ カーボンニュートラル実現に向けた支援について（矢板市） [資料8-13]
- ⑭ 公共交通に対する助成制度の要件緩和について（さくら市） [資料8-14]
- ⑮ 消防団の免許取得に係る費用の助成について（さくら市） [資料8-15]
- ⑯ 不妊治療費の助成について（那須烏山市） [資料8-16]
- ⑰ 産後ケア事業のマニュアル策定に伴う支援について（下野市） [資料8-17]
- ⑱ かんぴょう栽培にかかる試験・研究の再開について（下野市） [資料8-18]

(4) 国に対する要望について

※原案のとおり決定

① 全国市長会関東支部提出議案

[資料9]

② 国に対する要望(新規) 15件

[資料10]

※ 提出議案 加除・修正用資料

5 その他

(1) 栃木県市町村長会議の協議案件について

[資料11]

(2) その他

6 閉会

栃木県市長会会務報告

期 日	種 別	概 要
令 5. 1. 13 (金)	第 4 回 市 長 会 議	<p>栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 会務報告について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 安全・安心の道づくりを求める要望</p> <p style="margin-left: 20px;">② 令和5年度都市税財源の充実確保に関する緊急要請</p> <p>(2) 外部からの要請・要望等について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 栃木県退職者連合</p> <p>〔協議〕</p> <p>(1) 令和5年度法令外負担金審議について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 令和5年度法令外負担金審議の概要</p> <p style="margin-left: 20px;">② 審議結果</p> <p>(2) 令和5年度栃木県市長会事業計画（案）について</p> <p>(3) 令和5年度栃木県市長会歳入歳出予算（案）について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 令和5年度栃木県市長会歳入歳出予算書（案）</p> <p>(4) 栃木県市長会代表役職の推薦について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 栃木県後期高齢者医療審査会 委員 足利市長、日光市長</p> <p style="margin-left: 20px;">② 日本郵便（株）郵政事業有識者懇談会 委員 佐野市長</p>
令 5. 1. 18 (水)	栃 木 県 へ の 申 し 入 れ	<p>第4回市長会議で県への要望が提案された高齢者施設等への抗原定性検査キットの配布継続について、県保健福祉部感染症対策課へ申し入れを行った。</p>
令 5. 1. 25 (水)	全 国 市 長 会 各 委 員 会	<p>東京都千代田区「全国都市会館」、「ホテルルポール麹町」、「J A 共済ビル」、「東京ガーデンテラス紀尾井町」にて、行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、令和5年度政府予算案のうち各委員会所管事項及び重点事項等について、関係省庁から説明を聴取し、意見交換を行った。</p>
令 5. 1. 25 (水)	全 国 市 長 会 理 事 ・ 評 議 員 合 同 会 議	<p>東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については、原案のとおり決定した。</p> <p>〔講演〕</p> <p style="margin-left: 20px;">地方行財政の課題</p> <p style="margin-left: 40px;">総務審議官 内藤 尚志 氏</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 令和5年度国の施策及び予算に関する提言について</p> <p>(2) 諸会議の開催状況等について</p>

期 日	種 別	概 要
		(3) その他 [協議] (1) 令和5年度全国市長会収支予算(案)等について (2) 第93回全国市長会議(通常総会)開催要領(案)について
令 5. 2. 6 (月) ～ 2. 7 (火)	市長調査研究 及び秘書担当 課長研修会	宮城県東松島市において、下記のとおり調査研究を行った。 ・カーボンニュートラルの先進的取組について 「脱炭素先行地域の実施事業について」 ・震災復興からつなぐ未来都市 「人・エネルギー・地域で作る未来の環」
令 5. 3. 10 (金)	栃木公労使 共同宣言	栃木県庁本館において開催され、栃木県におけるウィズ・ポスト コロナ時代における働く環境の整備や社会経済活動の推進の ため、経済団体、労働団体、行政機関が連携し、様々な対策に取り 組むことについて共同宣言を行った。
令 5. 4. 12 (水)	全国市長会 関東支部役員会	次の事項について、協議については原案のとおり決定し、報告 については了承した。 [協議] (1) 令和5年度全国市長会関東支部歳入歳出予算(案)について (2) 第112回全国市長会関東支部総会の開催日程等について (3) 都県市長会提出議案の取扱いについて (4) 全国市長会及び全国市長会関東支部次期役員の推薦につい て (5) 次期役員会の開催日程等について [報告] (1) 関東支部会務報告について (2) 市区長選挙の結果報告について [その他]
令 5. 4. 12 (水)	全国市長会 理事会	東京都千代田区「全国都市会館」において開催され、報告につ いて了承した。 [講演] 「脱炭素と都市自治体ーなぜゼロカーボンシティを目指すの か? どう進めるかー」 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 上席研究員 サステナビリティ統合センター プログラムディレクター 藤野 純一 氏 氏 [報告] (1) 諸会議の開催状況等について (2) その他

抗原定性検査キットの配布継続について

1月13日に開催しました栃木県市長会令和4年度第4回市長会議において、高齢者施設等への抗原定性検査キットの配布継続に対する要望提案がありました。

高齢者の新型コロナウイルスの感染については、昨年12月頃から死亡数が急激に増加し、また施設でのクラスターも多発しております。これらを抑止するためには、施設従事者等への定期的な検査が有効であるとの考えからの提案であります。

12月28日の全国知事会緊急提言や11月17日全国市長会重点提言でも同様の提言が国へ行われておりますが、栃木県市長会としても、高齢者の命を守る重要な提案であるとの認識から、全市長の総意に基づき、検査キットの継続配布をお願いいたします。

令和5年1月18日

栃木県市長会

「とちぎ公労使共同会議」の創設について

1 経緯

- ・平成28年から栃木労働局が設置した「とちぎ公労使協働宣言実現会議」では、労働環境を巡る「構造的な課題」を、令和2年に県が設置した「とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議」ではコロナ禍での「緊急的な課題」を、それぞれ協議してきた。
- ・長引くコロナ禍の影響により、両会議における課題が近接もしくは相互に関係するものに変化してきたことに加え、リスクリングやデジタル人材の育成等の新たな課題も含め、一体的に課題解決に当たっていく必要が生じてきた。
- ・今後は、両会議における課題を包含して対応していけるよう、改めて公労使による「とちぎ公労使共同宣言」を発出し、その実現に向け、新たに「とちぎ公労使共同会議」(事務局：栃木労働局・栃木県)を設置する。

2 とちぎ公労使共同会議概要

(1) 「とちぎ公労使共同宣言」

ウィズ・ポストコロナ時代に対応した働く環境の整備や社会経済活動を進めるための諸課題に対応していくため、オールとちぎで取り組む

- ・生産性の向上と賃金引き上げ、働き方改革と女性活躍の推進、雇用の維持と労働移動、人材の確保・育成とリスクリング 等

(2) 「とちぎ公労使共同会議」

- ・構成団体：経済5団体、連合栃木、市長会、町村会、県、労働局、関東経済産業局、足利銀行、栃木銀行
- ・オブザーバー：働き方改革推進支援センター、県社会保険労務士会

3 今後のスケジュール

(1) 「とちぎ公労使共同宣言署名式」

- ・日時：3月10日(金) 15:10~15:30

(2) 「第1回とちぎ公労使共同会議」

- ・開催時期：令和5年度 <予定>

とちぎ公労使共同宣言

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、社会経済活動回復のための環境整備が進められているが、国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に不可欠なエネルギー・食料品等の価格上昇が続くなど、県内経済を取り巻く環境は厳しさが増している。

このような中、成長と分配をともに高める「人への投資」をはじめ、科学技術・イノベーションへの投資などを柱とする「新しい資本主義」の実現に向け、持続可能な経済成長を目指すために、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」に向けた取組が進められている。

一方で、コロナ禍前から進めてきた、長時間労働の是正、テレワーク等の多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの働き方改革に引き続き取り組み、ワーク・ライフ・バランスの向上や女性活躍の推進を図っていくことが求められている。

特に、女性活躍の推進については、本年6月に開催されるG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機に、更なる取組を進めていくことが重要である。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足により、人材の採用が困難な状況にあり、若年者はもとより多様な人材の確保と育成が多くの企業の持続的発展に向けての課題となっている。

このようなことから、栃木県下では、経済団体、労働団体、行政機関はそれぞれの立場で連携し、地域の活力を維持・発展させることに取り組んできたが、さらにウィズ・ポストコロナ時代における働く環境の整備や社会経済活動を進める上での諸課題に対応していくため、以下の事項について互いに協力・連携し、オールとちぎで取り組むことを宣言する。

記

- 1 デジタル化への対応や労働者の意欲を高める雇用管理等を通じた労働生産性の向上による賃金の引上げや、非正規雇用労働者の待遇改善を図るための同一労働同一賃金への取組を推進する。
- 2 長時間労働の是正、良質なテレワークの実施等の多様で柔軟な働き方の普及など、働き方改革をさらに進め、ワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、職場における女性活躍への取組を推進する。
- 3 雇用の維持や労働者のスキルアップを図るため、企業間の出向や労働移動の取組への支援を推進する。
- 4 人材確保への取組や、「人への投資」を強化するため、リスキリングや職業訓練を支援し、再就職や正社員化、キャリアアップを強力に進めていく。
- 5 上記の他、労働分野での新たに生じる将来的な課題等へも対応していく。

令和5年3月10日

栃木県知事

福田富一

栃木県市長会会長

佐藤栄一

栃木県町村会会長

古口達也

栃木労働局長

藤浪竜哉

日本労働組合総連合会栃木県連合会会長

吉成剛

栃木県経営者協会会長

青木 勲

栃木県商工会議所連合会会長

藤井昌一

栃木県商工会連合会会長

福日徳一

栃木県中小企業団体中央会会長

齋藤高藏

栃木県経済同友会筆頭代表理事

松下正道

栃木県市長会長の県附属機関等の役職

令和5年3月23日現在

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
1	栃木県防災会議	委 員	2 年	令和5年9月30日
2	(公財)栃木県消防協会	顧 問	任期なし	
3	栃木県人権教育・啓発推進県民会議	委 員	任期なし	
4	栃木県「県民の日」実行委員会	副会長	任期なし	
5	北方領土返還要求運動栃木県民会議	会 員	任期なし	
6	東北縦貫自動車道建設同盟会	会 員	任期なし	
7	栃木県交通安全対策協議会	委 員	任期なし	
8	栃木県交通安全対策会議	委 員	3 年	令和6年3月31日
9	栃木県薬物乱用対策推進本部	本部員	任期なし	
10	「小さな親切」運動栃木県本部	顧 問	2 年	令和6年5月総会
11	日本赤十字社栃木県支部	副支部長	3 年	令和7年5月10日
12	栃木県国保事業充実強化推進協議会	構成員	任期なし	
13	(一財)栃木県青年会館	顧 問	1 年	年度ごと
14	栃木県藤楓協会	理 事	3 年	令和7年4月理事会
15	(社福)栃木県共同募金会	顧 問	任期なし	
16	栃木県信用保証協会	理 事	3 年	令和7年8月31日
17	栃木県中小企業団体中央会	特別会員	任期なし	
18	栃木県県土整備事業協議会	副会長	2 年	令和6年6月20日
19	栃木県地方税務協議会	顧 問	任期なし	
20	栃木県地域留学生交流推進協議会	構成員	任期なし	
21	栃木県国会等移転促進県民会議	副会長	2 年	令和6年7月総会
22	(公財)栃木県暴力追放県民センター	副会長	任期なし	
23	下野県民賞選考委員会	委 員	任期単年	休止中
24	(公財)栃木県市町村振興協会	理事長	2 年	令和6年6月定時評議員会
25	東京栃木県人会	会 友	任期なし	
26	栃木県暴走族等根絶対策協議会	構成員	任期なし	
27	とちの環県民会議	運営委員	2 年	令和6年5月総会
28	栃木県国民保護協議会	委 員	2 年	令和5年9月30日
29	栃木県安全で安心なまちづくり県民会議	副会長	任期なし	
30	栃木県農地水多面的機能保全推進協議会	副会長	5 年	令和9年3月31日
31	関東地方非常通信協議会	委 員	任期単年	
32	とちぎ未来クラブ	副会長	任期なし	
33	栃木県アンテナショップ協議会	副会長	任期なし	平成23年3月29日～
34	栃木県観光振興・復興県民会議	構成員	任期なし	平成23年12月19日～
35	栃木県「山の日」協議会	委 員	任期なし	平成25年11月29日～
37	「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会	副会長	3 年	令和8年3月31日
39	(公社)栃木県防犯協会	副会長	2 年	令和5年5月定時総会

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
40	全国市長会防災対策特別委員会	委 員	任期なし	平成30年7月11日～
41	とちぎカーボンニュートラル実現会議	委 員	任期なし	令和3年6月1日～
42	栃木県自治会館建替検討委員会	委 員	任期なし	令和2年4月1日～審議終了まで

◎会長充て職から外れる役職

36	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会	副会長	任期なし	令和元年8月5日～
38	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 募金・企業協賛推進委員会	委 員	任期なし	実行委員会解散まで
43	とちぎ雇用維持確保・テレワーク等推進会議	構成員	任期なし	令和2年8月17日～

栃木県市長会副会長の県附属機関等の役職

令和5年3月23日現在

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
1	全国市長会	理 事	1 年	令和4年6月1日～令和5年総会
2	栃木県市町村総合事務組合	副管理者	2 年	令和6年4月16日
3	(公財) 栃木県農業振興公社	評議員	4 年	令和6年6月
4	(公財) 栃木県環境保全公社	評議員	4 年	令和7年6月評議員会
5	東京栃木県人会	会 友	任期なし	
6	とちぎの元気な森づくり県民会議	監 事	2 年	令和6年5月31日
7	とちぎ女性活躍応援団	代表者	任期なし	平成28年9月～
8	栃木県自治会館建替検討委員会	委 員	任期なし	令和2年4月1日～審議終了まで
9	(株)とちぎテレビ	取締役	1 年	令和5年6月定時株主総会

全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程(前期)

(4月～10月)

関東支部役員会

(県会長、顧問：宇都宮市長、理事：さくら市長)

- ・日 時 令和5年5月16日(火)午後1時30分～
- ・場 所 ホテルニューオータニ幕張(千葉県千葉市)

第112回関東支部総会

(全市長)

- ・日 時 令和5年5月17日(水)午前10時～
- ・場 所 東京ベイ幕張ホール(千葉県千葉市)

栃木県市町村長会議

(全市長)

- ・日 時 令和5年5月25日(木)午後3時～
- ・場 所 等 未定

全国市長会理事・評議員合同会議

(新県会長、副会長：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、評議員：足利市長・日光市長・真岡市長)

- ・日 時 令和5年6月6日(火)午前11時～
- ・場 所 日本都市センター会館

全国市長会各委員会

(新県会長、副会長：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、評議員：足利市長・日光市長・真岡市長)

- ・日 時 令和5年6月6日(火)午後1時30分～
- ・場 所 ルポール麴町 ほか

市長フォーラム

(全市長)

- ・日 時 令和5年6月6日(火)午後3時30分～
- ・場 所 日本都市センター会館

第93回全国市長会議

(全市長)

- ・日 時 令和5年6月7日(水)午前10時～
- ・場 所 ホテルニューオータニ

全国市長会各委員会

(新県会長、新理事、新評議員、相談役：宇都宮市長)

- ・日 時 令和5年6月7日(水)総会終了後
- ・場 所 ホテルニューオータニ

全国市長会理事・評議員合同会議

(新県会長、新理事、新評議員、相談役：宇都宮市長)

- ・日 時 令和5年7月12日(水) 各委員会：午前10時～
理事・評議員合同会議：午後1時～
- ・場 所 全国都市会館ほか

令和5年度第2回市長会議（全市長）

- ・日 時 令和5年7月18日（火） 会議：午後2時～
知事を囲む懇談会：午後5時～
- ・場 所 大田原市

令和5年度副市長会議（全副市長）

- ・日 時 令和5年8月18日（金）午後2時～
- ・場 所 ライトキューブ宇都宮

栃木県政策懇談会（全市長）

- ・日 時 令和5年8月24日（木）午後3時～
- ・場 所 等 未定

全国都市問題会議（全市長）

- ・日 時 令和5年10月12日（木）～13日（金）
- ・場 所 八戸市公会堂（青森県八戸市）

関東支部役員会（新県会長、新理事、顧問：宇都宮市長）

- ・日 時 令和5年10月17日（火）～18日（水）
- ・場 所 ヒルトン成田（千葉県成田市）

令和5年度第3回市長会議（全市長）

- ・日 時 令和5年10月23日（月）午前10時～
- ・場 所 日光市

栃木県市長会会則（抜粋）

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 監事 2名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 役員には、報酬を支給しない。

（選任）

第6条 役員は、市長会議において、会員のうちから互選する。

（任期）

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

栃木県市長会役員名簿

令和5年3月23日現在

会 長 佐 藤 栄 一 (宇都宮市長)

副会長 佐 藤 信 (鹿沼市長)

監 事 渡辺 美知太郎 (那須塩原市長)

〃 花 塚 隆 志 (さくら市長)

全国市長会役員調べ

理は理事 ○印は評議員 監は監事
 カッコ内は合併前の旧日光市・旧今市市
 (令和5年3月23日現在)

市	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	
宇都宮			○			○	理					副会長	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	副会長	
足利	理			副会長	相談役	相談役			○				○				○			○	
栃木			○				○				○					○				○	
佐野	○			○				理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理			
鹿沼			○				○				○					○				○	理
日光	○ (今)			○				○ (監)			○					○					○
小山	○				○			○				○					○			○	
真岡				○				○				○					○				○
大田原		理	理	理	理	理				○										○	
矢板		○			○				○					○						○	
那須塩原		○				○				○					○					○	
さくら	/	/			○				○					○						○	
那須烏山	/	/				○				○					○					○	
下野	/	/					○					○					○				理

(2) 全国市長会

(令和5年2月1日現在)

役職名	市区名	市区長名	次期	備考
副会長	宇都宮市長	佐藤 栄一	神奈川県 1名	
理事	東村山市長	渡部 尚	東京都 3名	計14名
	港区長	武井 雅昭		
	江東区長	山崎 孝明		
	三浦市長	吉田 英男	神奈川県 2名	
	厚木市長	小林 常良	埼玉県 2名	
	蕨市長	頼高 英雄		
	川越市長	川合 善明	千葉県 2名	
	成田市長	小泉 一成		
	南房総市長	石井 裕	茨城県 2名	
	北茨城市長	豊田 稔		
	取手市長	藤井 信吾	栃木県 1名	
	鹿沼市長	佐藤 信		
	沼田市長	星野 稔		
	都留市長	堀内 富久	山梨県 1名	
評議員	福生市長	加藤 育男	東京都 7名	計38名
	東大和市長	尾崎 保夫		
	多摩市長	阿部 裕行		
	稲城市長	高橋 勝浩		
	文京区長	成澤 廣修		
	大田区長	松原 忠義		
	豊島区長	高野 之夫		
	平塚市長	落合 克宏	神奈川県 4名	
	鎌倉市長	松尾 崇		
	大和市長	大木 哲		
	南足柄市長	加藤 修平	埼玉県 6名	
	三郷市長	木津 雅晟		
	さいたま市長	清水 勇人		
	本庄市長	吉田 信解一		
	東松山市長	森田 光一		
	羽生市長	河田 晃明		
	ふじみ野市長	高畑 博	千葉県 6名	
	東金市長	鹿間 陸郎		
	八千代市長	服部 友則		
	鴨川市長	長谷川 孝夫		
君津市長	石井 宏子			
浦安市長	内田 悦嗣			
山武市長	松下 浩明			

評議員	日立市長	小川春樹	茨城県 6名
	常総市長	神達岳志	
	牛久市長	根本洋治	
	つくば市長	五十嵐立青	
	潮来市長	原浩道	
	守谷市長	松丸修久	
	足利市長	早川尚秀	栃木県 3名
	日光市長	粉川昭一	
	真岡市長	石坂真一	
	館林市長	多田善洋	群馬県 3名
	富岡市長	榎本義法	
	安中市長	岩井均	
	韮崎市長	内藤久夫	山梨県 3名
	笛吹市長	山下政樹	
	中央市長	望月智	

※ 任期は、全国市長会総会（令和5年6月7日）から次の総会まで

委員会

4の委員会が設置され、所管事項に係る調査研究その他政策審議を行う。

各委員会の構成は、理事、評議員、支部長、都道府県市長会会長、特別委員会委員長、協議会会長からなり、副会長及び相談役は、担当事項を所管する委員会の会議に出席できる。

委員会の設置及びその所管事項並びに組織、運営に関する事項については、評議員会に諮って会長が定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 行政委員会 | 地方自治制度、選挙制度、都市振興方策及び地方公務員制度に関する事項等（担当：行政部） |
| (2) 財政委員会 | 地方財政制度、地方税制度及び地方公営企業制度に関する事項等（担当：財政部） |
| (3) 社会文教委員会 | 厚生労働行政及び文教科学行政に関する事項等（担当：社会文教部） |
| (4) 経済委員会 | 経済産業行政、国土交通行政、農林水産行政及び環境行政に関する事項等（担当：経済部） |

役員関係参考資料

(1) 全国市長会関東支部

(令和5年2月1日現在)

役職名	市区名	市区長名	次期
支部長	相模原市長	本村賢太郎	千葉県
副支部長	流山市長	井崎義治	東京都
理事	江東区長	山崎孝明	各都県から1名
	伊勢原市長	高山松太郎	
	蕨市長	頼高英雄	
	いすみ市長	太田洋	
	筑西市長	須藤茂	
	さくら市長	花塚隆志	
	渋川市長	高木勉	
	蕨市長	内藤久夫	
監事	坂戸市長	石川清	茨城県
	八街市長	北村新司	栃木県
都県市長会会長	町田市長	石阪丈一	各都県市長会 会長
	相模原市長	本村賢太郎	
	朝霞市長	富岡勝則	
	東金市長	志賀直温	
	流山市長	井崎義治	
	笠間市長	山口伸樹	
	宇都宮市長	佐藤栄一	
	太田市長	清水聖義	
	南アルプス市長	金丸一元	

※ 任期は、支部総会（令和5年5月17日）から次の総会まで。
但し、都県市長会長の任期は、各都県市長会で決定した期間とする。

栃木県市長会代表の役職

令和5年3月23日現在

番号	役職名	任期	代表の氏名															
			宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野		
1	栃木県農業信用基金協会	理事	3年(～令和6.7.6)									○						
2	栃木県都市計画審議会	委員	2年(～令和6.4市長会議)										○					
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	3年(～令和6.7.6)										○					
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	2年(～令和6.6総会)				理	理						監	理			
5	栃木県医療審議会	委員	2年(～令和6.11.30)															○
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	3年(～令和7.11.30)					○					○					
8	(公財)栃木県市町村振興協会	評議員	4年(～令和6.6評議員会)											評				
8	(公財)栃木県市町村振興協会	監事	2年(～令和6.6評議員会)													監		
9	栃木県水防協議会	委員	3年(～令和7.5.31)														○	
10	栃木県社会福祉審議会	委員	3年(～令和5.7.31)								○							
11	栃木県環境審議会	委員	3年(～令和7.7.31)									○						
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	3年(～令和6.3.31)					○										
14	栃木県立博物館協議会	委員	3年(～令和6.12.6)			○												
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	4年(～令和6.6評議員会)						監	評								評
15	(公財)とちぎ建設技術センター	理事	2年(～令和6.6評議員会)								理							理
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	3年(～令和7.9.30)		○													
17	とちぎ地産地消県民運動実行委員会	委員	2年(～令和6.4市長会議)								○							
18	栃木県市町村総合事務組合	議員	2年(～令和6.3.31)			○						○			○	○		
19	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	3年(～令和8.3.31)		○				○									
22	とちぎ創生15戦略評価会議	委員	5年(～令和8.3.31)															○
23	(一社)栃木県農業会議	理事	2年(～令和6.6総会)					○										
24	保証事業栃木協議会	委員	2年(～令和6.6.30)		○													
25	栃木県緑の少年団連盟	理事	2年(～令和6.7総会)			○												
26	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	2年(～令和6.4市長会議)											○				
28	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	2年(～令和6.4市長会議)								○							
29	日本郵便(株) 郵政事業有識者懇談会(栃木エリア)	委員	2年(～令和7.3.31)					○										
30	とちぎグリーン農業推進協議会(仮称)	委員	3年(～令和7.3.31)							○								
31	栃木県森林審議会委員	委員	2年(～令和6.10.31) ※今期は市長会推薦、次期は町村会推薦					○										
32	G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進協議会	委員	協議会が解散する日まで(～令和5年度中)			○												

◎改選する役職

7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	3年(～令和5.6.30)		○													
13	(公財)栃木県国際交流協会	評議員	4年(～令和5.6評議員会)							○								
20	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	2年(～令和5.6総会)							○								
21	(公財)栃木県育英会	理事	2年(～令和5.6評議員会)								○							
27	第77回国民体育大会(名称変更予定)栃木県競技力向上対策本部	委員	2年(～令和5.3.31)				○											

○改選のものを除いた代表役職の現在の就任数

0 3 4 3 4 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3

栃木県市長会代表役職の選出方法

- ◆各市長の役職数 ⇒ 5つ以内とする。
ただし、会長は原則として役職に就任しない。
- ◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

代表役職が、4つ以内の市長の希望を確認する。

①1市の場合 ⇒ 希望市に決定

②複数市の場合 ⇒ 希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

③希望市なしの場合 ⇒ 5つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順

なお、任期のある役職については、任期満了後、上記の手続きを取り、任期のない役職については、2年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

ただし、任期のない役職のうち、全国市長会の協議会の役職については、任期は委員である市長が退任するまでとし、退任した場合に上記の手続きを取ることとする。

- ◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則 この取決めは、平成12年10月6日から適用する。
ただし、任期のない役職については、平成13年度から適用する。

附則 この取決めは、平成15年1月15日から適用する。

附則 この取決めは、平成15年8月4日から適用する。

附則 この取決めは、平成16年4月13日から適用する。

要 望 議 案

提出市

宇都宮市・佐野市

要望事項

部活動の地域移行に係る人材確保について

内 容

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援し」とあります。

県においても、令和5年3月に、休日の部活動の地域移行を推進するプランを策定し、同プランにおいて、専門性を有する指導者の確保が課題として挙げられています。

部活動指導における地域人材の活用については、県では、国体以前に実施された「運動部活動サポート事業」や、国体を契機として、平成28年度から実施された国体に向けた有望選手の育成につなげるための「運動部活動補助員派遣事業」など、地域のスポーツ指導者を派遣する事業を実施していただきました。これらの事業により、部活動指導における地域人材の確保や指導力向上に高い効果がありましたが、国体終了により令和4年度をもって廃止されたことから、今後の部活動における地域人材確保が困難になるものと懸念され、新たな取組が必要になっております。

つきましては、専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、また、教育課程外の学校教育活動に地域格差や参加機会の格差が生じないよう、国において必要な財源を確保するよう働きかけるとともに、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を要望いたします。

県担当部署

栃木県教育委員会事務局 健康体育課・生涯学習課

要 望 議 案

提 出 市

宇 都 宮 市

要望事項

M I C E 開催支援制度の新設について

内 容

国が策定した「観光ビジョン実現プログラム2018」においては、M I C E が観光立国実現に向けた主要な柱の一つとして位置付けられ、グローバルM I C E 都市の選定、ユニークベニューの開発、各種プロモーション活動等の取り組みが進められています。

各自治体においても、人口減少下における重点政策の一つとして、海外を含む域外からの集客による地域活性化を目指し、施設の新規整備や拡張、誘致メニューの強化等が進められ、都市間におけるM I C E 誘致競争は年々激化しています。

このような中、栃木県においては、国際大会や合宿などを官民一体で誘致する「栃木県スポーツコミッション（仮称）」の設立に向けて取り組むほか、「新とちぎ観光立県戦略」において、M I C E 招致に向けた関係団体との連携強化を掲げられたところであり、令和5年6月には、日光市内において「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が政府等の開催による国際会議として栃木県初の開催が決定したところです。

宇都宮市においては、令和4年度の宇都宮駅東口交流拠点施設の開業等を契機に、学術会議や大会等の会議のほか、企業系会議や展示会・イベントなど、より多くの催事開催が可能となったことから、M I C E 開催支援補助制度を新設する等、M I C E 誘致の強化を着実に進めるとともに、会議等主催者に対する営業活動を推進しています。

M I C E 誘致により、ユニークベニューやテクニカルビジット、アフターコンベンションなどによる県内市町の魅力を国内外に発信するとともに、ビジネスマッチングによる新たなイノベーション機会の創出など、周辺市町をはじめ、県内への幅広い経済効果が大いに期待されることから、栃木県においても、会議等主催者に対し、県内各地におけるM I C E 開催の魅力を訴求でき、効果的な誘致活動が展開できるよう、M I C E 誘致に係る補助制度の新設など、M I C E 誘致の先頭に立ちながら、実効性のある支援を要望いたします。

県担当部署

産業労働観光部 観光交流課

要 望 議 案

提 出 市

足 利 市

要望事項

放課後児童クラブにおける低所得者世帯等に対する利用料
助成への支援について

内 容

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的で整備されており、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するために重要な役割を担っております。

県内各市町では、低所得者や多子世帯等を対象に、放課後児童クラブの利用料軽減の取組を独自に実施しておりますが、利用料に対する助成は子ども子育て支援交付金の対象から除外されており、市町が全額負担している現状です。

他県では、県と市町が共同で利用料軽減を実施している自治体もあることから、子供の健全な育成を図るため、本県においても県と市町による共同での利用料軽減の実施を要望いたします。

県担当部署

保健福祉部 こども政策課

要 望 議 案

提 出 市

足 利 市

要望事項

空き家対策に関する財政支援について

内 容

近年、少子高齢化や人口減少などの理由により、空き家の増加が全国的な社会問題となっています。

平成30年住宅・土地統計調査によると、栃木県の空き家率は17.3%と全国で10番目に多く、空き家対策は喫緊の課題となっています。

国においては、空き家等の除却、利活用、関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む地方公共団体に対して、空き家対策総合支援事業により費用の一部を補助するなど、財政的な支援を行っています。各市町では、この事業を活用した空き家の改修や解体に係る費用補助を実施しております。また、一部の市町では、当該事業の対象とならない空き家の家財道具処分費に対する市町単独補助を行うなど、管理不全な空き家の解消や優良な空き家の利活用を促進しています。

しかしながら、空き家は今後もますます増加することが予想され、空き家対策総合支援事業の市町負担分や家財道具処分費等の市町単独補助分を各市町で負担していくことは、大変厳しい状況にあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法には、都道府県は市町村の空き家対策に要する費用の補助、その他必要な財政措置を講ずる旨規定されております。

つきましては、空き家対策の更なる推進のため、国に対し空き家対策総合支援事業における補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を要望するとともに、県におかれましても、空き家対策総合支援事業の市町負担分への県費による一部負担や空き家の家財処分に要する費用の一部を助成する制度を創設するなど、更なる財政支援策を講じられますよう要望いたします。

県担当部署

県土整備部 住宅課

要 望 議 案

提 出 市

栃 木 市

要望事項

インボイス制度に伴うシルバー人材センターへの
配慮について

内 容

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68条）に基づく団体であり、地域における高年齢者の安定した雇用の確保、高年齢者の再就職の促進に寄与している団体であります。

令和5年10月より、消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入予定となっており、同制度が導入されることにより、免税事業者であるシルバー人材センターの会員が、インボイスを発行することを選択しない場合、シルバー人材センターは仕入税額控除ができなくなり、その分の消費税を負担することとなります。

県内各市町のシルバー人材センターでは、事務費負担率を引き上げること等により対応する予定ではありますが、シルバー人材センターに対する利用の差し控えなどが懸念される他、地域における高年齢者の雇用の促進にも影響を与えるものであると考えております。

インボイス制度に関しては、令和5年10月導入予定であることから制度変更等は難しい時期であると解しておりますが、同制度によるシルバー人材センターの負担が軽減されるよう十分な検討をされるよう、国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

県担当部署

保健福祉部 高齢対策課

要 望 議 案

提 出 市

佐 野 市

要望事項

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴う
生活者及び事業者への一体的な支援について

内 容

これまで、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策及び事業者支援については、国の地方創生臨時交付金等を活用し、栃木県及び県内各市町が独自に支援を行ってきました。そのため、病院や医療機関、保育施設等への支援においては、県と各市町の支援が重複してしまうことや国からの支援金に対する上乗せ、横出し支援の内容が異なるなど、各市町によって県内事業者への支援に格差が生じているのが現状です。

地方創生臨時交付金は、「地域の実情に応じて、きめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付する」とされていますが、県内の実情を考えた場合、市町間における大きな差異はない共通の課題と、各市町独自の課題があるものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活や事業者の経済活動に対する支援についてもきめ細かな対応が急務となっています。

このようなことから、地方創生臨時交付金等を活用した今後の市民及び事業者に対する支援については、県における支援との重複、市町間での過度な競争が生じぬよう、栃木県において各市町の課題を吸い上げ、共通の課題に対する支援については、県の施策に反映し各市町の施策立案に先行してその内容を示すとともに、各市町独自の課題に対する支援については、情報共有を図るなどの調整機能を果たしていただき、県が行う支援と市町が行う支援について歩調を合わせた対応となるように要望いたします。

県担当部署

総合政策部 市町村課、地域振興課

要 望 議 案

提 出 市

鹿 沼 市

要望事項

こども医療費助成制度の見直しについて

内 容

「栃木県こども医療費助成制度」につきましては、令和5年4月より、助成対象を中学生まで、現物給付方式も小学生までと拡充していただき、全国でもトップクラスの助成制度となり、子育て世帯への大きな支援となっております。

しかし、県内大部分の市町において、自己負担分なく助成対象年齢を高校生まで現物給付で実施、もしくは実施予定となっており、県民から拡充の要望が多い施策であります。

こども子育て支援策については、本来国において、全国一律の施策として行うべきであり、医療費や給食費については、その基本となる施策であります。

つきましては、こども家庭庁が本年4月に設置され、少子化対策が国全体で議論されている今こそ、国に制度創設について働きかけるとともに、国の制度創設までの期間においては、県において自己負担の無いこども医療費助成制度の拡充に向けて検討いただきますよう要望いたします。

県担当部署

保健福祉部 こども政策課

要 望 議 案

提 出 市

鹿 沼 市

要望事項

消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について

内 容

広域に及ぶ災害発生時にも県内の消防本部が今まで以上に連携し、本県の消防力が持続可能かつ強化されるよう、引き続き県の消防広域化推進計画に基づき、各地域の消防体制が一層向上されるよう助言及び指導をお願いいたします。

特に、将来的な展望を調査し、構成団体のマッチングを行うなど、広域化及び連携・協力の推進について、県の積極的な支援を要望いたします。

県担当部署

県民生活部 消防防災課

要 望 議 案

提出市

小 山 市

要望事項

特別支援教育に係る人的・財政的支援について

内 容

県におかれましては、「小中学校非常勤講師配置事業」として、特別支援学級を含む指導困難な状況下の小・中・義務教育学校へ非常勤講師を配置していただいておりますが、必要とされる人員の配置は未だ十分とは言えない状況にあります。各市においても、独自に特別支援教育支援員を配置するなどの対応しておりますが、市単独予算でこれ以上の人員配置は難しいのが現状です。

また、通級指導教室の需要が年々高まっていることに加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいについては、重度化、重複化、衝動性、多動性などが顕著なケースが増加し、今後、一人一人に応じた適切な対応及び対応可能な教員の確保がますます重要かつ必要になると考えられます。

つきましては、障がいのある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 「小中学校非常勤講師配置事業」における非常勤講師の配置拡充を図ること。
- 2 通常学級及び特別支援学級に対する加配教員と通級指導対応加配教員の増員を図ること。
- 3 現在、在籍児童生徒8名で1学級の編制となっている特別支援学級における学級編制基準を、6名で1学級の編制である特別支援学校の学級編制基準と同様となるよう、引き続き国に働きかけること。

県担当部署

教育委員会義務教育課、 教育委員会特別支援教育課

要 望 議 案

提出市

小 山 市

要望事項

I C T 環境整備に係る財政支援及び補助事業等の長期的継続について

内 容

県内各市においては、「G I G A スクール構想」に基づき、公正に個別最適化された創造性を育む教育の実践を目指し、国の補助金も活用して、市内小・中学校、義務教育学校に、1人1台タブレット端末の配備、高速大容量の通信ネットワーク及び無線LAN環境の整備、インターネット回線の高速化、普通教室への電子黒板の整備等、I C T 教育環境を整えてまいりました。また、I C T の円滑な運用のより一層の支援強化を目的として、半数の市でG I G A スクール運営支援センター設置やその準備を進めております。

学校では、授業をはじめとして教育活動全般において、タブレット端末や電子黒板を活用したり、平常時にも家庭にタブレット端末を持ち帰り、自主学習に活用したりするなど、整備したI C T 機器の活用促進が進んできております。しかしながら、日常的なI C T 活用が進むにつれ、機器の故障・破損の急増が課題となっております。

今後、整備した1人1台タブレット端末等のI C T 機器につきましては、その維持・管理に係る費用が増大することは必定であり、学習用ソフトウェアの購入費用やインターネットや携帯通信回線等の通信費等の財政負担も、決して少なくはありません。加えて、今後は各市において順次、1人1台タブレット端末の更新時期を迎えることにより、財政負担がさらに大きくなることが懸念されます。また、G I G A スクール運営支援センターに係る補助事業につきましても、令和6年度までと限られたものとなっております。

1人1台タブレットの更新を含めたI C T 環境整備に係る財政支援に加えて、G I G A スクール運営支援センター等の補助事業等の長期的継続につきましても、国への働きかけに特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

県担当部署

栃木県教育委員会事務局 教育政策課

要 望 議 案

提 出 市

真 岡 市

要望事項

小中学校における英語教育充実に対する支援について

内 容

豊かな語学力・コミュニケーション能力を身につけ、様々な分野でグローバルに活躍できる資質を身につけた子どもたちを育成するため、各市は積極的に英語教育を推進しており、英語を用いた対話的な言語活動の充実に取り組んでいます。

国においては、JETプログラム（外国青年招致事業）を活用したALT（外国語指導助手）については地方交付税措置されるものの、日本での生活経験の少ない外国人の生活サポートなど市の負担が大きいため、各市町の持ち出しにおいて派遣雇用等としている小中学校JET-ALT任用以外のALTが全国でも約7割を占めております。

また、令和2年度より新学習指導要領に基づいた小学校英語教育が全面実施となったことに伴い、小学校へ英語教員に対する支援員である「英語指導力向上専門員」の巡回派遣を行う等、市の負担は拡大しております。

つきましては、グローバル化に対応した英語教育のより一層の充実が図れるよう下記事項について要望します。

記

- 1 ALTの需要は一層高まっており、優秀な人材を安定的に確保していくことが不可欠であることから、民間事業者を活用した場合についても、地方交付税措置の対象とする等、適切な財政措置を講じられるよう、国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。
- 2 小学校教員の英語指導力については、今後も引き続き向上を図っていく必要があることから、県主催の研修会・講習会を継続いただきますとともに、市独自に配置する英語指導力向上専門員に対する財政的支援制度の創設をご検討下さいますよう要望いたします。

県担当部署

教育委員会 義務教育課

要 望 議 案

提出市
大田原市・那須塩原市
要望事項
栃木県相談支援従事者初任者研修の拡充について
内 容
<p>相談支援専門員は、障害者が障害福祉サービス等を利用する際のプラン作成、申請書の作成等、障害者が適切な支援を受けられるようサポートする役割を担っておりますが、サービスを利用する障害者等が増える一方、県内で相談支援専門員が不足している現状であります。</p> <p>その相談支援専門員になるための「栃木県相談支援従事者初任者研修」は、県が栃木県障害施設・事業協会に委託し、実施しておりますが、相談支援専門員が不足している現状でありながら、受講者数を制限し、また各市町が管内の研修受講希望者を取りまとめ、優先順位を付けてから、協会に推薦書を提出する仕組みとなっており、希望する全員が受講することができません。そのため、相談支援事業所等から相談員不足による事業存続についての相談などが寄せられております。</p> <p>このようなことから、相談支援専門員不足を解消するため、受講希望者全員が受講可能となる体制の整備及び複数回の研修の実施を要望いたします。</p>
県担当部署
保健福祉部 障害福祉課

要 望 議 案

提出市 矢板市
要望事項 カーボンニュートラル実現に向けた支援について
内 容 <p>県におかれましては、従前から自家消費の目的で太陽光発電設備及び蓄電池を導入する中小企業者等に対する支援に取り組んでいただいている他、令和5年度からは住宅のZEH化促進事業として、新築住宅を建築・購入する個人に対して断熱化に必要な経費の支援、並びに自家消費の目的で太陽光発電設備及び蓄電池を購入する個人に対する支援事業を創設いただき感謝しております。</p> <p>このような中、国においては「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により意欲的な脱炭素の取り組みを行う自治体に対する支援制度があり、公共施設・事業所に対して活用できるものの、当該交付金の活用には脱炭素先行地域に選定される必要がある等、採択要件のハードルが高い状況にあります。</p> <p>つきましては、カーボンニュートラルは県民に身近な内容であり関心も高く、経済的波及効果も高い施策であることから、ZEH事業を継続いただきますとともに、ZEB事業の拡充を要望いたします。また、公共施設は市の脱炭素に関する取り組みの象徴となる施設であることから、国に対して交付金の採択要件の緩和を働きかけていただきますよう要望いたします。</p>
県担当部署 環境森林部 環境森林政策課・気候変動対策課

要 望 議 案

提出市

さくら市

要望事項

公共交通に対する栃木県の助成制度の要件の緩和について

内 容

栃木県内の公共交通については、かねてより、多くの路線で独力での黒字運営を達成することが難しく、補助金等を活用し、その維持・運営を図ってきましたが、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大により、更にその利用者が大きく減少する事態に陥ったことから、その維持・運営は、更に困難を極めているところです。

県におかれましては、公共交通に対して「バス運行対策費補助金」、「生活バス路線維持費補助金」及び「市町村生活交通路線運行費補助金」をもってご支援いただいているところですが、コロナ禍の昨今、平均乗車密度や収支率が要件を満たしていない路線も少なくありません。

特に市町による路線の運行は、営利性が低く、民間事業者が参入し難い地域において実施される場合も多くあり、そのような路線において、収支率の向上を図ることは非常に困難であります。

地域公共交通の収支率の大幅な向上が困難な状況は今後も続くことが予想されることから、このような状況の中でも、持続可能な地域公共交通を維持していくために、補助金の交付要件を緩和していただくよう、要望いたします。

なお、令和5年度には県と全市町による「栃木県地域公共交通計画（仮称）」の策定が予定されていることから、各補助金の運用については当該計画との整合性を図り、長期的な視点で検討いただきますよう併せて要望いたします。

県担当部署

県土整備部 交通政策課

要 望 議 案

提 出 市

さ くら 市

要望事項

消防団員の免許取得に係る費用の助成について

内 容

現在、各市町が所有する消防団車両は、そのほとんどが総重量3.5t以上となっておりますが、平成29年の道路交通法改正以降、新たに取得する普通自動車運転免許では消防団が保有する総重量3.5t以上の消防車両を運転することができず、準中型免許を取得する必要があります。

このため、各市町においては保有する消防車両を総重量3.5t未満に更新する検討を進めておりますが、全ての車両を更新するには相当の期間と費用を要することから、準中型免許取得支援事業を創設し、若手消防団員の準中型免許取得に係る費用の一部を公費負担しているところです。

また、各市町においては消防団員の確保に苦慮しており、栃木県地域防災力強化推進事業補助金を活用し、消防団の活性化及び加入促進のため、取り組んでいるところですが、新入団員は減少傾向にある現状です。

つきましては、準中型免許取得支援事業は国の交付税措置対象ではありますが、県と市町が一体となって消防団の加入促進を図るためにも、栃木県地域防災力強化推進事業補助金にて当該支援事業を対象に加えていただきますよう、要望いたします。

県担当部署

県民生活部 消防防災課

要 望 議 案

提 出 市

那 須 烏 山 市

要望事項

不妊治療費の助成について

内 容

令和4年4月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用が開始されましたが、保険診療と合わせて行う先進医療は対象外であることから、対象者の経済的負担は未だ大きい状況です。

このようなことから、各市町においては、不妊治療を行っている子を望む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に臨むことができるよう、不妊治療に要する費用の一部を助成する独自の財政支援措置を講じているところです。

一方で、保険適用の開始に伴い、県の不妊に悩む方への特定治療支援事業は、経過措置の対象となる治療を除き終了したことから、治療の内容によっては、保険適用開始前よりも、対象者と各市町の負担が高額になる場合もあります。

つきましては、子を望む夫婦が安心して治療に臨み、妊娠・出産できる環境を整えるために、保険適用外の不妊治療に対する県の助成制度を創設されるよう要望いたします。

県担当部署

保健福祉部 こども政策課

要 望 議 案

提 出 市

下 野 市

要望事項

産後ケア事業のマニュアル策定に対する支援について

内 容

令和元年に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、産後ケア事業が努力義務となったことから、各市町においては医療機関や助産院等と連携し、母子の育児不安を解消するため、各種事業に取り組んでいるところです。

このような中、令和4年6月に、横浜市から委託を受けた助産院で乳児の死亡事故が発生したことから、同年11月に厚生労働省子ども家庭局より、全国の自治体に対し「産後ケア事業における安全管理の推進について」が通知され、国が示す産後ケア事業ガイドライン等の内容を改めて確認する旨、依頼がありました。

国が示す産後ケア事業のガイドラインには、「実施機関、担当者によって相違が生じることがないように、市町村でマニュアルを作成する」、「利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備、定期的な研修を行うことが望ましい」と記載されており、今回の事案でも、マニュアルが未策定であったことが指摘されております。

各市町においても早急にマニュアル作成に取り組む必要性を感じているところですが、一方で、マニュアルを策定するにあたっての具体的な指針は示されておらず、また事業運営を行いながらのマニュアル作成は大変困難なことから、作成が進んでいないのが現状です。

このようなことから、市町が行う産後ケア事業のマニュアル策定について、県のご支援をいただきたく、要望いたします。

県担当部署

保健福祉部 こども政策課

要 望 議 案

提 出 市

下 野 市

要望事項

気候変動に対応したかんぴょう栽培について

内 容

地域のくらしに根ざし、文化を育んできたかんぴょうの生産については、栃木県は長年日本一の座を守っておりますが、従事者の高齢化などにより生産量は減少傾向が続いており、生産の継続が懸念されていることから、各市町はかんぴょうの生産振興に向けて、苗購入、施設・機械整備等への補助の他、かんぴょうの消費拡大を図るため、各種イベントの開催や参加等、PR活動に努めています。

しかしながら、かんぴょうの栽培において、これまでの経験で培ってきた栽培方法では、近年の地球温暖化や気候変動下で十分な対策を取ることが難しく、かんぴょうの生育、収量、品質に大きな影響を及ぼしてきております。

また、農作物の栽培技術や品種の改良を担ってきた栃木県農業試験場は、2005年をもってゆうがお関係の試験を中止しており、現時点においては、かんぴょうの栽培技術や品種の改良は行われていない状況となっております。

つきましては、本県の文化であり、特産品であるかんぴょう生産の持続的な発展を図るためには、近年の気候変動などへの対応が急務であることから、県におかれましては、農業試験場における新たな栽培技術や品種改良などの試験・研究の再開、並びに生産現場での課題解決に取り組んでいただきたく要望いたします。

県担当部署

農政部 経営技術課

全国市長会関東支部提出議案 (栃木県市長会)

第93回全国市長会議提出議案

(第112回全国市長会関東支部総会提出議案)

目 次

I. 東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について	1
1. 防災・減災対策等の充実強化について	1
2. 発災時の支援対策について	1
3. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について	2
4. ハザードマップ等のデジタル化について	2
II. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について	3
1. 国・地方税法等の改正について	3
2. 地方交付税について	3
3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について	3
4. 国庫補助負担金について	3
5. 地方創生について	4
6. 公共施設の再利用について	4
7. マイナンバー（社会保障・税番号制度）の導入について	4
8. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について	4
9. 地方消費者行政強化交付金について	4
10. 総合行政ネットワーク回線（LGWAN）環境整備向上について	5
11. 行政のデジタル化の推進について	5
12. 自治体テレワークの推進について	5
13. 地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の充実強化について	5
III. 教育文化行政の充実強化について	6
1. 学校教育施策の充実について	6
2. 公立学校施設等の整備について	7
3. GIGAスクール構想の実現について	7
4. 育児短時間勤務への対応について	7
5. 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について	8
6. 文化財保護体制の充実について	8
IV. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について	9
1. 介護保険制度について	9

2.	子育て支援策の充実について	9
3.	障害者福祉施策について	10
4.	生活保護、生活困窮者等対策について	11
5.	国民年金について	11
6.	国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について	11
7.	地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について	12
8.	救急医療等について	13
9.	各種予防接種対策等について	13
10.	特定健康診査の充実について	13
11.	孤独死の対応について	13
12.	成年後見制度の利用促進に係る財政支援について	14
13.	感染症予防に関する物資について	14
V.	都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	15
1.	廃棄物処理対策について	15
2.	地球温暖化対策の推進について	15
3.	産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について	15
4.	上・下水道等の整備促進等について	15
5.	道路・街路の整備促進について	16
6.	河川等の治水事業等の推進について	16
7.	まちづくり事業等の推進について	16
8.	鳥獣の駆除・防除対策について	16
9.	場外車券売場等の設置について	17
10.	農政施策について	17
11.	畜産経営に対する財政支援について	17
12.	社会資本整備総合交付金制度について	18
13.	公共施設や公有財産の維持管理について	18
14.	生活環境等の保全について	19
15.	地方創生交付金事業の推進について	19
16.	地域経済について	19
17.	交通事業者への支援について	19

I. 東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について

1. 防災・減災対策等の充実強化について

- (1) 消防防災通信基盤整備費補助金(防災行政デジタル無線施設)の維持管理に係る補助制度を確立すること。

また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。

さらに、防災行政無線や戸別受信機等の通信環境の改善を目的とした電波送信出力増強の許可等を柔軟に対応すること。

(栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化のため、補助対象の拡充及び要件緩和を図るとともに、制度の恒久化を図ること。特に、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債については、令和8年度以降も継続すること。

(真岡市、大田原市、さくら市)

- (3) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化の実施にあたり、市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。

(日光市)

- (4) 令和元年東日本台風(台風第19号)による甚大かつ広範囲への被害を教訓として、緊急防災・減災事業債の対象範囲に、洪水浸水想定区域からの公共施設の移転等についても含めること。

(那須烏山市)

- (5) 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業について、都道府県へ毎年1、2台の割り当てから、台数等の拡充を図ること。

(真岡市)

2. 発災時の支援対策について

- (1) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけ、支援活動に対し財政措置を拡充するとともに、災害廃棄物の処理に関し、被災地域において発生した大量の廃棄物を集積していた仮置場の復旧にかかる経費についても国が全額負担すること。

- (2) リ災証明の判定結果については、国費を伴う各種支援と連動していることから、リ災証明発行に伴う住家被害認定調査の経費等も災害救助法の対象項目として支援すること。また、災害救助事務費については、上限を撤廃し、全額支援すること。

- (3) 被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するとともに、生活再建の現状に鑑み、支援金の支給額を増額すること。

また、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

(栃木市)

3. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について

激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等を強力に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算を拡充すること。

(下野市)

4. ハザードマップ等のデジタル化について

生活に密接な防災分野のデジタル化を更に推進し、災害リスク情報等(洪水浸水想定、土砂災害、津波、火山の警戒区域、避難所情報)の一元化やデータ連携を促進するとともに、災害発生時には、AI解析等を活用して、水位情報や道路通行止め情報、避難所の空き状況など、住民のニーズに応じた情報をワンストップ化するなど、平時・非常時における国の防災情報サイトの機能拡充を図ること。

(足利市)

Ⅱ. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1. 国・地方税法等の改正について

- (1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、将来にわたって現行制度を堅持すること。

(栃木市)

- (2) 森林環境譲与税については、森林の管理、維持に経費を要する森林面積が大きい自治体や林業従事者数が多い自治体へより配分されるよう譲与基準割合、林野率補正方法の見直しを行うこと。

(鹿沼市)

2. 地方交付税について

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。

(宇都宮市、足利市、小山市、那須烏山市、下野市)

- (2) 地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行に頼る現行制度を見直し、国において、交付税原資の不足に対して地方交付税の法定率を引き上げるなどの必要な加算措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

- (3) 公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税措置から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。また、地域の実情に応じて、公立病院の運営費に係る財政措置を拡充し、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

(大田原市)

3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

- (1) 本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、令和3年度から交付期間を10年間の延伸をするなどの制度改正がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正当に評価し、交付単価を令和2年度を基準とする限度額の上限抑制を撤廃すること。

(日光市)

- (2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。

(日光市)

4. 国庫補助負担金について

市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認される

ように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)(令和2年12月)」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

(小山市、那須烏山市)

5. 地方創生について

- (1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、地方創生推進交付金については、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度とすること。

また、地方版総合戦略に基づく継続事業については、年度当初から複数年度の交付を担保すること。

(事務局、矢板市)

- (2) 地方創生実現のためには、地域の活性化につながる施設整備を行うことが必要であるから、地方創生拠点整備交付金については、長期的な支援を行うこと。

(矢板市)

6. 公共施設の再利用について

地方分権の流れの中で閉鎖される国の施設を、地元の区市町村が無償で再利用できるよう柔軟な対応をすること。

(栃木市)

7. マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入について

- (1) 行政の効率化と国民の利便性向上を目的としたマイナンバー制度及びマイナンバーカードによる利用環境の向上は将来的にも拡大していくことが予測され、その基盤を維持していくためにも、令和5年度までとされているマイナンバーカード交付事務費補助金の対象期間を延長すること。

(さくら市)

- (2) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、さらなる利便性の向上を図るため、運転免許センターにおいてもマイナンバーカードの更新発行を可能とするなど、マイナンバーカードの交付機関を拡充すること。

(下野市)

8. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について

地上デジタル放送への移行時に地元住民により設置された共聴施設の維持管理に係る費用及び地デジ化以前の老朽化した共聴施設の改修や移転、光ファイバケーブル化に係る費用については、地理的難視地域の多くは高齢化率が高く、資機材等の高騰もあり、地域において、大規模改修に係る費用を負担することは、極めて困難な状況である。国の責任において、地域によってテレビ受信に係る負担の格差がないよう、財政支援を講じること。

(大田原市、那須塩原市)

9. 地方消費者行政強化交付金について

地方消費者行政強化交付金については、これまで国と地方自治体が連携して充実させてきた消費生活相談等の消費者行政が後退することのないよう、早期に人件費等の財政支援の拡充を図り、事業メニュー、補助率、活用期間等について、地域の実情に応じた取組が可能な制度とすること。

(矢板市)

10. 総合行政ネットワーク回線（L GWAN）環境整備向上について

国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受けて、今後、高度なセキュリティを持つL GWAN回線網を活用し、クラウド化を図る地方自治体が増えていくものと想定されることから、全ての地方自治体がL GWAN回線の帯域拡大が可能となるような帯域を確保するとともに、利用しやすい低廉な価格設定とすること。

（宇都宮市）

11. 行政のデジタル化の推進について

地方自治体の情報システムの標準化については、自治体の人的・財政的負担が生じることがないように、万全の措置を講じること。また、その情報システムの標準化に係る経費について、導入時に多額の費用を要するため、地方交付税によらず、全額国庫負担とすること。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、自治体の意見を聞きながら適切に調整するとともに、システム移行については準備に時間を要するため、スケジュールを含めた早期の情報提供を行い、市区町村ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。併せて、システムの仕様については、大都市を含めたすべての市区町村が対応可能なものとする。

（矢板市）

12. 自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものであるため、現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施している実証実験終了後においても、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。

（大田原市）

13. 地方分権・地域主権改革の推進と都市税財源の充実強化について

(1) 権限移譲等に伴う税源の移譲に当たっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

その際は、大都市圏特有の行政需要にも十分留意すること。

（栃木市）

(2) 地域主権改革における地方への権限の移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

（矢板市）

(3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから、中心市の要件を3万人程度に緩和すること。

（矢板市）

Ⅲ. 教育文化行政の充実強化について

1. 学校教育施策の充実について

- (1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図るなど、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市)

- (2) 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、さらには働き方改革の観点からも、スクールサポートスタッフの全校配置を継続するとともに、少人数指導、専科指導、T T (チームティーチング) 指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。また、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに所要の財源措置を講じること。

(宇都宮市)

- (3) 35人学級への対応に伴い、教職員配置の充実、特別支援教育における専任教員及び公立小学校における外国語教育に関わる専科教員等の適正配置を図ること。また、教室が不足する状況等を考慮し、自治体の状況に応じて柔軟な施設整備ができるよう十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市)

- (4) 小学校の少人数学級の導入については、計画どおり実施するとともに、中学校の少人数指導についても拡充を進めること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市、事務局)

- (5) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加に対応するには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

(栃木市)

- (6) 令和2年度からの新しい学習指導要領で導入された小学校の外国語活動及び外国語科について、ALTや専科教員の配置等、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。

また、中学校においても同要領にて外国語教育の更なる充実が示されており、ALT等の配置について、小学校同様に制度化すること。

(下野市)

- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置においては、食物アレルギー等への対応や学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に栄養教諭及び学校栄養職員を配置すること。

(栃木市、小山市、下野市)

- (8) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書及び教師用指導書等の購入経費について財政措置を講じること。

(栃木市)

- (9) 部活動の地域移行について、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、教育課程外の学校教育活動に地域格差や参加機会の格差が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。特に、改革推進期間とされる令和5年度からの3年間は、全国の多くの自治体が抱える課題を解消し、できるだけ早期に地域クラブ活動へ移行が図れるよう確実に支援するとともに、受け皿となる団体や指導者の人材確保が図られるよう、十分な財政措置を講じるほか、移行後も持続可能な自主運営を担保するため継続した支援を行うこと。さらには、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、より一層、国をあげての広報活動を行うこと。

(佐野市・大田原市)

2. 公立学校施設等の整備について

新增築・改築・改修事業を計画的に推進できるよう、学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助の対象拡大、補助率の引上げ、地域の実情に即した単価への見直しなど、財政支援の拡充を図ること。

特に、公立学校施設用地の買収における補助要件及び対象の拡充や老朽化対策、トイレ改修及び空調設置等の大規模改修事業や学校給食施設整備事業等について、多くの市区町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財源を確保し、支援の充実を図ること。

(さくら市)

3. GIGAスクール構想の実現について

- (1) 多数の端末が接続されても安定的に授業等で利用できる環境整備のため、校内LANとインターネットを結ぶ高速大容量通信接続環境を提供すること。また、インターネットを利用した教育サービスを通信速度が遅延することなく安定して受けられるよう、それらのサービス提供元に対し支援すること。
- (2) GIGAスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用のほか、各種ソフトウェアや統合型校務支援システム等に係る費用についても、地域の実情に即して、後年度負担も含め、自治体に負担が掛からぬよう、地方交付税による財源措置ではなく国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (3) 学級数の変動に伴い校内通信ネットワークの追加整備が毎年度発生することから、追加の整備費用についても補助対象とすること。
- (4) 教育委員会における学校の機器整備、教員への研修等の計画の策定・推進に係る事務費に対する補助を拡充すること。
- (5) 教職員の「ICT機器の活用スキルの向上」及び「ICT機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ICT機器とその活用方法を熟知しているICT支援員の配置に係る経費について、地方創生臨時交付金の増額なども含め、十分な財政措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、矢板市、下野市)

- (6) GIGAスクール運営支援センター等の補助事業については、令和7年度以降も長期的に継続すること。

(小山市)

4. 育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行う必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。

(栃木市)

5. 就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とするなど、十分な財政措置を講じること。

(矢板市)

6. 文化財保護体制の充実について

(1) 国宝をはじめとする文化財の維持・補修等の整備費に係る国庫補助金については、文化財が国民の宝であり、未来永劫残していかなければならない貴重な国民の財産であることを踏まえ、優先的に予算を確保し、毎年の事業実施要望分の補助金を確実に確保するとともに、さらなる所有者負担の軽減に向けて、補助率増などの補助拡充や指定区分に関わらない税制上の優遇措置など文化財保護体制の充実・強化を図ること。

(2) 文化財は国民の貴重な財産であり、これを将来に向けて適切に保護するとともに、貴重な地域の資源として地域振興等に活用していくとする国の施策に地方が取り組んでいくためには、確実な保護・管理と活用に向けた専門的な知見を有する人材が必要である。地方での人材確保には財政的・人材的に限界があるため、国の専門職員の派遣や専門人材の派遣制度など保護・活用に向けた施策を講じること。

(日光市)

IV. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、地域支援事業(総合事業)の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。さらに、介護報酬について、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、サービスの実態に即した適切な金額に設定すること。

(栃木市、佐野市)

- (2) 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)に要する費用の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(栃木市)

- (3) 地域包括ケアシステムがより機能的なシステムとなるように、ボランティアの育成、買い物支援など新たなサービスづくりや地域住民への普及啓発などを包括的に実施できる助成制度を新設すること。

(栃木市)

2. 子育て支援策の充実について

- (1) 子ども医療費助成制度を全国統一の国の制度として創設し、0歳児から18歳までの医療費を国の負担によって無料化かつ現物支給するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。その際は、国・都道府県・市区町村の費用負担を明確にすること。

また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊産婦やひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度を創設すること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 保育士確保の地域格差(都市部と地方の自治体間の財政力による保育士処遇の格差)をなくし、保育士を安定的に確保するため、国において処遇等の統一的な制度を創設すること。また、公定価格の地域区分について、同じ生活圏域において隣接自治体との地域区分に格差が生じている現状から、安定的な人材の確保や継続的な市民サービスの提供に支障をきたすため、自治体より広い生活圏域において同一の地域区分にするなど早急に見直すとともに、隣接地域との地域区分差に配慮し、地域の実情に合わせ弾力的に運用すること。

(足利市)

- (3) 子ども・子育て支援新制度により設けられた、保育標準時間と保育短時間の一元化を図ること。

(鹿沼市)

- (4) 年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (5) 放課後児童クラブを利用する就学援助世帯などの生活に困窮する世帯や多子世帯の経済的負担を軽減するため、地方自治体が利用料の減免や助成等を行った場合、国においてその減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

(足利市)

- (6) 人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、学校給食費の無料化に取り組むこと。

(栃木市、大田原市)

- (7) 障がい児への教育・保育に対する支援制度については、幼稚園と保育所、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた認定こども園と、それぞれ異なる複雑な制度となっている。全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点に立ち、補助事業を一本化し特定財源化を図ること。

(栃木市)

- (8) 保育所等の職員配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により定められているが、現在の配置基準では安全の十分な確保が難しく、特に乳児や1・2歳児といった意思疎通の難しい低年齢児は、より多くの職員の対応が必要であることから、保育施設内での事件や事故が増加傾向にあることも踏まえ、保育の質を確保するため当該基準を見直すこと。また、市区町村の独自施策により当該基準を上回る職員数を配置している場合については、財政支援を行うこと。

(足利市)

- (9) 子育て短期支援事業については、市町村が児童を保育士等に直接委任することにより介護施設等で実施が可能となったが、新たに保育士等の設置が必要になる場合もあるため、子ども・子育て支援交付金制度において人件費等運営費の国庫補助制度を新設すること。

(栃木市)

- (10) 認可外保育施設における安全・安心な保育環境等の維持・向上を図るため、児童福祉法第59条に基づく施設への立入調査等を実施するに当たり、施設の協力が得られない場合においても、実効性のある立入調査等を実施できるよう、裁判所が発する令状等に基づく強制的な立入調査権限の付与や警察機関の協力義務規定の追加、正当な理由なく施設への立入調査等を拒否した場合等における保育料無償化対象施設からの除外規定の追加など、法制度を見直すこと。

(宇都宮市)

3. 障害者福祉施策について

- (1) 地域生活支援事業については、国は自治体が支弁した費用の100分の50以内で補助することができるが、実際の補助額は100分の50を大きく下回っている。自治体に超過負担が生じないように、100分の50を補助できる財源を確保すること。

(足利市、大田原市)

- (2) 障害児（難聴児、重度心身障害児を除く）への児童発達支援に対する児童発達支援給付費の基準について、人口規模の小さな市町村では定員10人程度の児童発達支援センターを設置することが想定されることから、小規模な施設にも対応できるよう定員30人未満の給付費単価を新たに設定すること。

(矢板市)

- (3) 障がい者が使用する補装具の支給に係る基準額について、基となる国の基準額が市場価格と乖離する品目については、市場価格に見合った引き上げを講じること。

(日光市)

4. 生活保護、生活困窮者等対策について

- (1) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。

また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。

(矢板市、那須塩原市)

- (2) 全国的に高齢世帯の生活保護受給世帯数が急増している状況を踏まえ、年金制度など社会保障制度全般のあり方、保護基準や自立支援の見直しを始め、ケースワーク業務の委託化や事務の負担軽減、簡素化を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

(矢板市、那須塩原市)

- (3) 生活保護の級地制度・級地指定は、市町村合併や地域経済の変化に伴い、各地域の生活水準の実態と乖離している状況であることから、近隣市町村間でより生活実態に則した指定を行うよう見直すこと。

(足利市)

- (4) 近年の異常気象等による熱中症予防として、生活保護世帯に対する冷房器具の支給が効果的と思慮されるため、保護開始時期に関わらず支給対象とするとともに、故障による買い替えや修理も支給対象とするよう基準を緩和すること。

(さくら市)

5. 国民年金について

国民年金事務に関し、被保険者の届出等の簡素化を図るため、適用関係事務については、2号被保険者の資格の喪失により、市区町村における1号被保険者に関する資格取得並びに当該被保険者の被扶養配偶者の3号被保険者から1号被保険者への種別変更届を省略し、職権適用すること。年金給付関係事務については、障害基礎年金等の年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

(矢板市)

6. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

- (1) 国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、1人当たりの医療費の増加が続く一方、低所得者が多いために保険料負担能力は低いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用等に伴う医療費の急増が国保運営において新たな課題となっている。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等により、非常に厳しい保険料徴収の環境下に置かれるなど、都市特有

の課題に直面している。こうしたことから、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、こども医療費助成制度など各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

- (3) 国民健康保険における子どもの均等割保険料(税)軽減措置導入については、令和4年度から施行されたところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減割合も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、必要な財源を確保したうえで、対象範囲及び軽減割合の拡充を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。また、出産育児一時金については、出産費用の見える化を進め、実態に見合った額とすること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

- (4) 国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、引き続き国において必要な財政支援を講じること。

(事務局)

7. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

- (1) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制度、国立の医科大学卒業生による医師不足地域における一定期間の診療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、地域医療に携わる医師を確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本的見直しを図ること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 周産期医療においては、産科医・小児科医等の医師不足が顕著であり、国も医師等の確保や医療体制の整備等、充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策が必要である。このため、産科医・小児科医・看護師等の医療従事者の労働条件の改善を図ること。また、再就業等の支援を行い、医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(栃木市、矢板市)

- (3) 周産期医療や小児医療・小児初期救急診療の充実を図るため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保など、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (4) 地域医療サービスを安定的に提供するため、産婦人科医や小児科医をはじめとする医師の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

(栃木市)

- (5) 産婦人科、小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市)

- (6) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

(栃木市)

8. 救急医療等について

二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

(栃木市)

9. 各種予防接種対策等について

- (1) 市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法に基づく定期接種については、国の責任において財源を地方交付税によらず、全額保障する措置を講じること。

(足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、大田原市、矢板市、那須烏山市、下野市)

- (2) 帯状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、接種効果が高いとされる「不活化ワクチン」は、費用が高額であることから、一定の年齢以上の者に対するワクチンの有効性と安全性を確認した上で、帯状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種化すること。

(大田原市)

- (3) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について、国が主体的役割を担い、都道府県が広域的観点から医療従事者確保等の必要な調整を行えるよう支援し、市区町村が実施主体として、円滑かつ継続的に実施できるよう接種体制を整備すること。

- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種事業について、接種完了が長期にわたる場合、令和5年度以降も含め継続的な財政支援を行うこと。

(足利市)

10. 特定健康診査の充実について

歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

(栃木市)

11. 孤独死の対応について

孤独死者のうち葬祭を行う者がいない遺体は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき市長が葬祭を執行しているが、その葬祭費は遺留物品等の売却等により費用弁償することとなって

おり、財産等がある場合には相続財産管理人の申立てなど、種々の手続きと事務費用を負担し、その帰属を確定させていることから、負担に係る支援制度を創設すること。

(栃木市)

1 2. 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について

成年後見制度利用促進体制整備推進事業について、実施自治体の財政負担の軽減及び事業の地域格差解消のため、地方負担を軽減するための財政措置を拡充すること。

(下野市)

1 3. 感染症予防に関する物資について

- (1) 医療用物品など、必要な物資が十分に確保できるよう、生産・供給体制の強化を図るとともに、医療機関の現場ニーズに適切に応えられるように速やかに必要数を確保し供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。
- (2) 感染症予防に必要な物資の調達に要する経費については、十分な財政措置を講じることとし、必要な物資の備蓄ができるよう財政措置を継続すること。

(足利市)

V. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、対象施設や対象事業の拡大、交付率の引き上げを講じる等、制度の充実を図ること。

(栃木)

2. 地球温暖化対策の推進について

現在、公営企業の脱炭素化については、脱炭素化推進事業債を活用できる地方財政対策がなされており、同事業債の事業期間については地域脱炭素の集中期間の令和7年度までとされているが、上下水道事業においては、脱炭素化の推進と合わせて、施設・管路等の老朽化対策やライフラインとしての災害対策などに、中長期を見据え計画的に取り組んでいく必要があることから、少なくとも、温室効果ガスの半減を目標としている令和12年度まで延長すること。

(宇都宮市)

3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

(那須塩原市)

4. 上・下水道等の整備促進等について

- (1) ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう財政措置の拡充を図ること。特に、生活基盤施設耐震化等交付金については、所要額を確実に確保するとともに、資本単価、給水人口及び水道料金に係る採択基準を撤廃、または大幅に緩和すること。

(さくら市、那須烏山市)

- (2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

(大田原市)

- (3) 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る十分な財政支援を講じること。

(佐野市、日光市)

- (4) 汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

(大田原市)

5. 道路・街路の整備促進について

- (1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

(小山市、下野市)

- (2) 公共事業の円滑な推進を図るため、租税特別措置法第70条の6の規定に基づき相続税の納税猶予を受けている農地について、公共団体が道路整備事業等の公共事業用地として買収する場合の起業用地に係る相続税の免除措置を講じること。

(大田原市)

- (3) 国の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」は、県域を越えた連携・交流の促進や国土強靱化に大きく貢献し、栃木県東部地域の未来を創る道路として期待されることから、早期事業化に向けて支援すること。

(那須烏山市)

6. 河川等の治水事業等の推進について

- (1) 「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「令和元年東日本台風」に伴う大雨により浸水被害が発生した河川における河道整備、排水機場、雨水ポンプ場、調節池、田んぼダムなどの多岐にわたる抜本的な排水強化対策による流域治水の推進に向けた財政措置を講じること。

(小山市)

- (2) 令和元年東日本台風により、浸水被害が発生した河川における河道掘削、河川整備、雨水ポンプ場、調整池などの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進すること。

(栃木市、小山市)

7. まちづくり事業等の推進について

- (1) 民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保する必要があるものの、多額の費用負担が生じることから、国の支援制度を利用したとしても、市が取り壊し等を行うことは不可能であるため、国において直接対応すること。

(日光市)

- (2) 第5世代移動通信システム(5G)については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなることが見込まれることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、可能な限り前倒して整備すること。

(矢板市)

8. 鳥獣の駆除・防除対策について

野生動物が起因する豚熱(CSF)対策が急務であることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金について、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。また、捕獲実施者の写真撮影などの事務を簡素化すること。

また、野生イノシシに対する経口ワクチン散布補助を自治体の要求どおり確保することなど、国内で発生しているCSF対策の強化を図ること。

(鹿沼市)

9. 場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

(矢板市)

10. 農政施策について

(1) 農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進について

ア 農業の成長産業化に向け、高生産性農業を支え、地域の防災・減災力の強化に寄与する農業農村整備事業を推進すること。

イ 豪雨等による湛水被害の防止に資する、排水施設の整備、田んぼダムの取組推進等、流域治水による国土強靱化を推進すること。

ウ 地域の共同活動などを支援する日本型直接支払制度(多面的機能支払)を推進すること。

(小山市、大田原市)

(2) 人・農地プランに位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初5年間の利子助成について、確実に実行できるよう予算措置するとともに、6年目以降の延長を図ること。

(鹿沼市)

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正により、機構集積協力金交付事業の経営転換協力金及び農地整備・集約協力金については大幅に見直しされたが、今後も農地集積を図り、農地中間管理事業を推進していく必要があることから、新制度を創設等、対応を検討すること。

(さくら市)

(4) 主食用米からの転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」については、令和4年度農林水産予算概算決定等において「現場の課題を検証しつつ、今後5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針」が示されたことに加えて、令和5年度予算においては、飼料用米の3年以上の複数年契約に対する助成について、契約期間中である農業者がいるにも関わらず廃止され、さらに令和6年度以降、飼料用米の戦略作物助成の専用品種以外について交付金単価が引き下げられる方針が示されるなど、制度の変更が短期間で行われている。また、認定新規就農者を対象に令和4年度に創設された「経営発展支援事業」では、生産品目の経営準備スケジュールによって活用できない事例が見られるなど、生産現場にそぐわない制度になっている。

こうした短期間での制度変更に対して、農業者からの反対する声は根強く、また、収益減少や経営計画が見通せないなど、今後の営農継続を不安視する声も寄せられており、国においては、新規就農者を含め、農業者が安心して地域農業の維持発展が図れるよう、中・長期的な視点に立って、将来に展望が持てる農業支援制度を構築し、実施すること。

(宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市)

11. 畜産経営に対する財政支援について

海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等を要因とした飼料価格の高騰は、畜産農家の経営に重大な影響を及ぼしている。配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないほか、牧草については、

価格の高騰を補填する制度自体が未整備である。また、飼料価格高騰緊急対策事業も継続的なものではないことから、配合飼料価格安定制度の見直しや、牧草に係る新たな支援策の創設、飼料価格高騰に係る新たな政策の充実など、畜産農家の経営安定に向けた対策を継続的に実行すること。

(那須塩原市)

1.2. 社会資本整備総合交付金制度について

- (1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市)

- (2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合(国費率)が規定されているものの、要望額と交付額との乖離が大きく、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。については、事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮して予算配分を行い、市区町村が必要とする所要額を確保すること。

なお、予算配分にあたっては、地方自治体ごとの要望額に対する配分額の割合について、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

(宇都宮市、小山市、下野市)

- (3) 老朽化し更新が必要となる公園施設が増加していく中で、計画的に施設の更新を推進できるよう、交付金の事業要件(面積要件2ha以上)を緩和すること。加えて、公園施設長寿命化対策支援事業について、多大な更新費用が必要となる部材の交換も事業の対象とするとともに、採択基準となる最低限度額(事業計画期間における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上)の廃止若しくは減額をすること。

(足利市、栃木市)

- (4) 宅地耐震化推進事業の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業における対策工事については、相当数の宅地や公共施設等への被害を未然に防ぐため、確実かつ緊急的に実施する必要があるが、多額の費用を要することから、確実に予算を確保し、対策工事を迅速に実施できるよう、補助対象事業費の上限を引き上げること。

(宇都宮市)

1.3. 公共施設や公有財産の維持管理について

- (1) 施設や設備の老朽化が著しい公設市場に対し、施設の修繕に対する補助制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (2) 市町村合併等による公共施設の統廃合等の再編を積極的に支援すること。公共施設の再編が円滑に進むよう、財政措置の期間延長、マニュアルの整備や助言など必要な支援を行うこと。

また、対象外の施設を設けず、全ての公共施設を対象とすること。

(栃木市)

- (3) 持続可能なまちづくりを進めるためには、質の高い公共サービスの提供を維持しつつ、老朽化が進行している公共施設の再配置、有効活用、除却等を行っていく必要があることから、公共施設の再編を促進するために、公共施設の除却費用等への財政支援を拡充すること。

(真岡市)

1 4. 生活環境等の保全について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

(栃木市)

1 5. 地方創生交付金事業の推進について

地方創生交付金事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

(矢板市)

1 6. 地域経済について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい経営状況にある事業者に対する継続的な給付は必要不可欠であるため、「事業復活支援金」終了後の次期支援策について早期に検討すること。

(大田原市)

1 7. 交通事業者への支援について

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の輸送人員や輸送収入は以前のレベルまで今だ回復せず、交通事業者の収益は減少していることから、地域鉄道や路線バスの維持・確保など、引き続き、交通事業者に対して必要な支援を行うこと。

(宇都宮市、真岡市)

令和5年度 国への要望 新規事項一覧表

No.	要望事項(中項目)	大項目	提案市	担当省庁	頁
1	地球温暖化対策の推進について	V 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	宇都宮市	総務省	1
2	子育て支援策の充実について	IV 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について	足利市	厚生労働省 子ども家庭庁	2
3	孤独死の対応について	IV 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について	栃木市	厚生労働省 法務省	3
4	学校教育施策の充実について (部活動の地域移行について)	III 教育文化行政の充実強化について	佐野市 大田原市	スポーツ庁 文化庁	4
5	文化財保護体制の充実について	III 教育文化行政の充実強化について	日光市	文化庁	5
6	障害者福祉施策について	IV 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について	日光市	厚生労働省	6
7	GIGAスクール構想の実現について	III 教育文化行政の充実強化について	小山市	文部科学省 総務省	7
8	防災・減災対策等の充実強化について	I 東日本大震災への対応と防災対策の充実強化について	真岡市	総務省	8
9	公共施設や公有財産の維持管理について	V 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	真岡市	国土交通省	9
10	各種予防接種対策等について	IV 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について	大田原市	厚生労働省	10
11	まちづくり事業等の推進について	V 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	矢板市	総務省	11
12	畜産経営に対する財政支援について	V 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	那須塩原市	農林水産省	12
13	マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入について	II 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について	さくら市	総務省	13
14	マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入について	II 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について	下野市	総務省	14
15	成年後見制度の利用促進に係る財政支援について	IV 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について	下野市	厚生労働省	15

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 宇都宮市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 7. 環境施策の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 5. 地球温暖化対策の推進について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 現在、公営企業の脱炭素化については、脱炭素化推進事業債を活用できる地方財政対策がなされており、同事業債の事業期間については地域脱炭素の集中期間の令和7年度までとされているが、上下水道事業においては、脱炭素化の推進と合わせて、施設・管路等の老朽化対策やライフラインとしての災害対策などに、中長期を見据え計画的に取り組んでいく必要があることから、少なくとも、温室効果ガスの半減を目標としている令和12年度まで延長すること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 近年の上下水道事業は、人口の減少や節水機器の普及などに伴い料金・使用料の減少が見込まれる一方で、激甚化・頻発化する地震や豪雨などによる災害対策、本格的な維持管理の時代を迎え増加する施設の更新需要や脱炭素社会の構築に向けた対応など、達成すべき課題が、高度化、多様化し続け、今後更に厳しい経営環境の到来が予測されている。そのような中、令和7年度に脱炭素化の推進に係る財政対策が終了する状況は、令和8年度以降、カーボンニュートラルの実現に向けた積極的な脱炭素化事業の推進が困難になるものと懸念されるため、上記の内容を要望するもの。 現在、公営企業の脱炭素化については、地方負担額の1/2について、一般会計負担の脱炭素化推進事業債を活用できる地方財政対策がなされおり、同事業債の事業期間を、地域脱炭素の集中期間と同様の令和7年度までとしているが、上下水道事業においては、人口減少などにより料金収入の減少が見込まれる中、公営企業として中長期的な財政見通しのもと、施設・管路等の老朽化対策やライフラインとしての災害対策などに、中長期を見据え計画的に取り組んでいくことが求められている。 そのような中、令和7年度に財政対策が終了する状況は、令和8年度以降、カーボンニュートラルの実現に向けた積極的な脱炭素化事業の推進が困難になるものと懸念されることから、国においては、同事業債の事業期間については、少なくとも、温室効果ガスの半減を目標としている令和12年度まで延長するよう早期見直しを要望する。
担当省庁 総務省
関係法令 地球温暖化対策推進法

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 足利市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 5. 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 2. 子育て支援策の充実について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>保育所等の職員配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により定められているが、現在の配置基準では安全の十分な確保が難しく、特に乳児や1・2歳児といった意思疎通の難しい低年齢児は、より多くの職員の対応が必要であることから、保育施設内での事件や事故が増加傾向にあることも踏まえ、保育の質を確保するため当該基準を早急に見直すこと。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>現在、保育施設の現場では医療的ケア児など支援の必要な児童の割合が増え、多様化する保育ニーズに応えるとともに、複雑化する制度への対応など、現在の職員の配置基準の設定当時にはなかった様々な課題に直面しながら児童を預かっている状況である。</p> <p>保育所、認定こども園等の職員の配置基準については、国の省令や府令を基準としている。国の基準ではこれら施設における従事する職員の数、乳児おおむね3人につき1人以上、満1・2歳児おおむね6人につき1人以上、3歳児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上児おおむね30人につき1人以上とされており、4歳以上児については75年間その基準は変更されておらず、上記のとおり様々な課題が生じている。</p> <p>災害発生時を想定しても、現在の配置基準では安全の十分な確保が難しく、特に乳児や1・2歳児といった意思疎通の難しい低年齢児は、より多くの職員の対応が必要となる。保育施設内での事件や事故が増加傾向にあることも踏まえると職員の配置基準の見直しが必要不可欠である。</p> <p>児童や保護者が安心して利用することができる安全な保育環境を整備するためにも、保育施設における職員の配置基準の早急な見直しを国に求めるものである。</p>
担当省庁 厚生労働省、子ども家庭庁、内閣府
<p>関係法令</p> <p>児童福祉法第45条第1項</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項</p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条</p>

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 栃木市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 5. 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 孤独死の対応について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>孤独死者のうち葬祭を行う者がいない遺体は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき市長が葬祭を執行しているが、その葬祭費は遺留物品等の売却等により費用弁償することとなっており、財産等がある場合には相続財産管理人の申立てなど、種々の手続きと事務費用を負担し、その帰属を確定させていることから、負担に係る支援制度を創設すること。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>警察より「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第10条の規定に基づき本市に引き渡された孤独死者の遺体は「墓地、埋葬等に関する法律」第9条の規定に基づき、市長が葬祭を執行するとされており、執行するに当たり、立て替えた葬祭費は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」第13条に基づき遺留物品の売却等により費用弁償に充てることとされております。</p> <p>死亡人の中には、多くの資産を残している方もおり、その場合、市は、相続財産管理人の申立てを家庭裁判所に行う必要があり、市は予納金の費用負担と事務遂行には、高度な知識を要求されることとなります。</p> <p>また、警察では、関係者の洗い出しが不十分な場合もあり、市では、相続人の捜索に当たるケースもあります。</p> <p>孤独死と判断されるケースは、近年増加しており、今後も市の事務負担は増えていくものと考えております。</p> <p>さらに、多くの事務時間を費やし解決した案件であっても、民法第959条により相続人の捜索の公告の期間満了まで相続人が現れず、また特別縁故者に対する相続財産の分与を経てなお相続財産が余った場合には、その財産は国庫に帰属することになることから、今回、市への事務負担相当分の事務費の支援を要望するものであります。</p>
担当省庁 厚生労働省、法務省
<p>関係法令</p> <p>民法</p> <p>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律</p> <p>行旅病人及び行旅死亡人取扱法</p>

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 佐野市・大田原市																															
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 4 教育文化行政の充実強化について																															
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 1 学校教育施策の充実について																															
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 部活動の地域移行について、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、教育課程外の学校教育活動に地域格差や参加機会の格差が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。特に、改革推進期間とされる令和5年度からの3年間は、全国の多くの自治体が抱える課題を解消し、できるだけ早期に地域クラブ活動へ移行が図れるよう確実に支援するとともに、受け皿となる団体や指導者の人材確保が図られるよう、十分な財政措置を講じるほか、移行後も持続可能な自主運営を担保するため継続した支援を行うこと。さらには、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、より一層、国をあげての広報活動を行うこと																															
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 令和5年度からの3年間は「改革集中期間」と位置付けていた部活動の地域移行について、「改革推進期間」と方針を変更した背景には、多くの自治体や学校から環境整備の不足や新たに発生する保護者負担への懸念が挙げられています。 佐野市では、令和3～4年度に先行モデル校として田沼東中学校が県より指定を受け取組を進めております。令和5年度以降、段階的に拡充するに当たり、下記の表のとおり指導者や費用が見込まれるため提案するものです。 (1) 佐野市の部活動の地域移行経費の試算																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">生徒数*1</th> <th style="width: 10%;">対象生徒*2</th> <th style="width: 10%;">指導者数</th> <th style="width: 10%;">試算額*3</th> <th style="width: 15%;">備考*4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改革推進期間</td> <td>令和5年度</td> <td>2,650</td> <td>500</td> <td>30</td> <td>6,000</td> <td rowspan="3" style="text-align: left; padding-left: 5px;"> ・指導者謝金 ・保険加入(指導者・生徒) ・運営団体事務局費 </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,650</td> <td>600</td> <td>45</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>2,550</td> <td>1,900</td> <td>110</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和8年度</td> <td>2,440</td> <td>1,900</td> <td>110</td> <td>16,000</td> <td style="text-align: center;">受益者負担</td> </tr> </tbody> </table>		年度	生徒数*1	対象生徒*2	指導者数	試算額*3	備考*4	改革推進期間	令和5年度	2,650	500	30	6,000	・指導者謝金 ・保険加入(指導者・生徒) ・運営団体事務局費	令和6年度	2,650	600	45	8,000	令和7年度	2,550	1,900	110	16,000		令和8年度	2,440	1,900	110	16,000	受益者負担
	年度	生徒数*1	対象生徒*2	指導者数	試算額*3	備考*4																									
改革推進期間	令和5年度	2,650	500	30	6,000	・指導者謝金 ・保険加入(指導者・生徒) ・運営団体事務局費																									
	令和6年度	2,650	600	45	8,000																										
	令和7年度	2,550	1,900	110	16,000																										
	令和8年度	2,440	1,900	110	16,000	受益者負担																									
*1…佐野市住民基本台帳より、県立・私立中学校に進学すると思われる生徒数を減じた数 *2…令和5年度は2校、令和6年度は3校、令和7年度は8校(全校)の部活動所属予測数 *3…千円 *4…試算額的主要項目																															
担当省庁 スポーツ庁、文化庁																															
関係法令 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン																															

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 日光市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 4. 教育文化行政の充実強化
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 文化財保護体制の充実について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>(1) 国宝をはじめとする文化財の維持・補修等の整備費に係る国庫補助金については、文化財が国民の宝であり、未来永劫残していかなければならない貴重な国民の財産であることを踏まえ、優先的に予算を確保し、毎年の事業実施要望分の補助金を確実に確保するとともに、さらなる所有者負担の軽減に向けて、補助率増などの補助拡充や指定区分に関わらない税制上の優遇措置など文化財保護体制の充実・強化を図ること。</p> <p>(2) 文化財は国民の貴重な財産であり、これを将来に向けて適切に保護するとともに、貴重な地域の資源として地域振興等に活用していくとする国の施策に地方が取り組んでいくためには、確実な保護・管理と活用に向けた専門的な知見を有する人材が必要である。地方での人材確保には財政的・人材的に限界があるため、国の専門職員の派遣や専門人材の派遣制度など保護・活用に向けた施策を講じること。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>(1) 令和5年度事業計画に計上した事業の国庫補助金が約3割削減されることが事前協議において示されたことから、当該年度に実施を予定していた補修事業等の見直しが必要となるとともに、建造物等の所有者からも満額確保に向けた意見が聞かれるため、国庫補助金の満額確保と文化財を保護していくためにいろいろな制約を受けている文化財所有者の負担軽減を図るために補助率のアップや税制上の優遇措置など積極的に実施してほしい。</p> <p>(2) 国においては、文化財行政において文化財の保護と活用を掲げており、各種施策も講じられているが、地方においては文化財の保護と活用に向けた知見を有する職員の確保が財政的・人材的に難しい状況であることから、国の職員の地方への派遣や専門者の派遣制度を講じることにより、地方での人材育成を図り、文化財の保護と活用に向けた体制づくりが行えるよう援助をお願いしたい。</p>
担当省庁 文化庁
関係法令 文化財保護法、文化観光推進法など

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 日光市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 5. 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 3. 障害者福祉施策について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 障がい者が使用する補装具や日常生活用具の支給等に係る基準額について、基となる国の基準額が市場価格と乖離する品目については、市場価格に見合った引き上げを講じること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 障がい者が使用する補装具については、国が示す基準額に基づき、支給決定を行っており、日常生活用具については、基準額を市町村が独自に設定できることとなっているが、国が示した基準額を基に事業実施している。それぞれの支給品目については、基準額が市場価格を下回るあるいは基準額以内での使用では不足する品目があり、低所得者や生活保護受給者が、自己負担を超える部分について、負担せざるを得ないケースが多くある。このことから、補装具や日常生活用具における基準額の引き上げを要望します。 【例】 ・視覚障がい者の白杖（木製） 基準額 1,650 円 ⇒ 市場価格 4,000 円程度が主流 ・膀胱、直腸機能障がい者のストーマ 消化器系ストーマ装具 8,600 円⇒平均不足額 3,976 円 尿路系ストーマ装具 11,300 円⇒平均不足額 2,670 円
担当省庁 厚生労働省
関係法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号、「障害者総合支援法」)

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 小山市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 4. 教育文化行政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 3. G I G Aスクール構想の実現について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 G I G Aスクール運営支援センター等の補助事業については、令和7年度以降も長期的に継続すること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 小山市では、「G I G Aスクール構想」に基づき、公正に個別最適化された創造性を育む教育の実践を目指し、国の補助金も活用し、市内小・中学校、義務教育学校に、1人1台タブレット端末の配備、高速大容量の通信ネットワーク及び無線LAN環境の整備、インターネット回線の高速化、普通教室への電子黒板の整備等、ICT教育環境を整えてまいりました。また、ICTの円滑な運用のより一層の支援強化を目的として、次年度からのG I G Aスクール運営支援センター設置に向け、準備を進めております。 学校では、授業をはじめとして教育活動全般において、タブレット端末や電子黒板を活用したり、平常時にも家庭にタブレット端末を持ち帰り、自主学習に活用したりするなど、整備したICT機器の活用促進が進んできております。しかしながら、日常的なICT活用が進むにつれ、機器の故障・破損の急増が課題となっております。 今後、1人1台タブレット端末等のICT機器につきましては、その維持・管理に係る費用が増大することは必定であり、学習用ソフトウェアの購入費用やインターネットや携帯通信回線等の通信費等の財政負担も、決して少なくはありません。加えて、令和8年度には、1人1台タブレット端末13,500台の更新時期を迎えることにより、財政負担がさらに大きくなることが懸念されます。また、G I G Aスクール運営支援センターに係る補助事業につきましても、令和6年度までと限られたものとなっております。 子どもたちの学びの保障に向け、タブレット端末更新を含めたICT機器整備への財政支援及び補助事業等の長期的継続は必要不可欠であると考え、要望するものです。
担当省庁 文部科学省、総務省
関係法令 学校教育の情報化の推進に関する法律

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 真岡市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 9. 防災対策の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 1. 防災・減災対策等の充実強化について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業について、都道府県へ毎年1、2台の割り当てから、台数等の拡充を図ること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 近年、自然災害は激甚化する傾向にあり、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害を及ぼしています。 このような災害リスクから市民の生命と財産を守るためには、国と地方が一体となり、防災・減災の取り組みをはじめ、早期復旧の取り組みを強化する「国土強靱化」を一層加速させることが不可欠であります。 本市においては、地域防災計画を策定し、様々な防災・減災対策を実施しておりますが、令和5年度以降、地域防災力の中核を担う消防団事業において、消防ポンプ車24台及び消防会館等の更新時期を迎えるところであります。 「救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業」は、県に毎年1、2台の割当てといった現状であり、事業の活用を申請しても該当するには非常に厳しい状況であります。 地方公共団体が、引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、「救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業」の拡充を図られるよう強く要望します。
担当省庁 総務省
関係法令 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 真岡市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 8 都市基盤及び生活環境の整備について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 18. 公共施設や公有財産の維持管理について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>持続可能なまちづくりを進めるためには、質の高い公共サービスの提供を維持しつつ、老朽化が進行している公共施設の再配置、有効活用、除却等を行っていく必要があることから、公共施設の再編を促進するために、公共施設の除却費用等への財政支援を拡充すること。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>昭和40年代、50年代に整備された公共施設の多くが、建築から40年以上が経過し、老朽化が進行しています。今後、持続可能なまちづくりを進めるためには、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めていくにあたっては、質の高い公共サービスの提供を維持しつつ、公共施設の再配置、有効活用、除却等を検討していく必要があります。</p> <p>現在、公共施設の除却等に要する費用は、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業において、都市機能誘導区域内に、同種複数の公共施設を統廃合する場合、国庫補助金の対象となっております。</p> <p>しかしながら、統廃合の要件は、同種の2以上の公共施設を、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内に集約、設置する場合のみに限定されており、同種ではない複数の公共施設を合築する場合には、既存施設の除却に要する費用は支援の対象外となっております。</p> <p>そのため、都市構造再編集中支援事業における誘導施設の統廃合に留まらず、公共施設等を廃止する場合には、その除却に要する費用が対象となるよう、支援の拡充を要望いたします。</p>
担当省庁 国土交通省
関係法令 都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 大田原市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 6. 国民健康保険制度の改善と地域保健医療制度の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 5. 各種予防接種対策等について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>帯状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされていますが、接種効果が高いとされる「不活化ワクチン」は、費用が高額であることから、一定の年齢以上の者に対するワクチンの有効性と安全性を確認した上で、帯状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種化すること。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものです。</p> <p>日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するとされており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあり、その対応は急務であると考えます。</p>
担当省庁 厚生労働省
関係法令 予防接種法

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 矢板市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 8 都市基盤及び生活環境の整備について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 9. まちづくり事業等の推進について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 5世代移動通信システム(5G)については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなることが見込まれることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、可能な限り前倒しで整備すること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 第5世代移動通信システム(5G)については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなることが見込まれることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(令和4年3月29日、総務省)に基づき、可能な限り前倒しで整備して頂きますよう要望します。
担当省庁 総務省
関係法令 デジタル田園都市国家インフラ整備計画

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 那須塩原市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 8. 都市基盤及び生活環境の整備について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 13. 畜産経営に対する財政支援について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等を要因とした飼料価格の高騰は、畜産農家の経営に重大な影響を及ぼしている。配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないほか、牧草については、価格の高騰を補填する制度自体が未整備である。また、飼料価格高騰緊急対策事業も継続的なものではないことから、配合飼料価格安定制度の見直しや、牧草に係る新たな支援策の創設、飼料価格高騰に係る新たな政策の充実など、畜産農家の経営安定に向けた対策を継続的に実行すること。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>コロナ禍や、ウクライナ危機の影響、円安の進行などが重なり、畜産飼料の高騰に歯止めが利かない。生産費の中で飼料費の割合が高い酪農等の畜産経営は、特に影響が大きい。飼料の多くは輸入に頼っており、情勢の長期化により経営維持は限界に達している。酪農家においては、毎月の生乳の生産で黒字の経営を維持することが難しく窮地に追い込まれ、廃業する数が増え続けている状況である。</p> <p>本市の基幹産業である農業のおよそ8割を占める酪農・畜産農家のこのような状況は、観光業、商業などの地域経済に与える影響も大きく、早期に抜本的な対策が必要となっている。</p> <p>これらのことから、酪農・畜産農家に対し、今回のような長期の飼料価格の高騰にも適用される支援策を要請したい。</p>
担当省庁 農林水産省
関係法令

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 さくら市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 2. 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 8. 社会保障・税番号制度の導入について
<p>要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。</p> <p>行政の効率化と国民の利便性向上を目的としたマイナンバー制度及びマイナンバーカードによる利用環境の向上は将来的にも拡大していくことが予測され、その基盤を維持していくためにも、令和5年度までとされているマイナンバーカード交付事務費補助金の対象期間を延長すること。</p>
<p>提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。</p> <p>マイナンバーカードの普及促進については、令和4年度末までに国民のほぼ全員に行き渡ることを目指すことが掲げられ、健康保険証としての利用、運転免許証との一体化などの活用方法の拡大、スマホ搭載等の国民の利便性を高める取組等を推進することとされていますが、全国でのマイナンバーカード交付率は57.1%（令和4年12月末時点。総務省発表）で、今年度中に目標を達成することは厳しい状況です。</p> <p>国の自治体支援策である「マイナンバーカード交付事務費補助金」については令和4年12月20日付け総行マ第99号にて令和5年度も継続する旨が告知されたものの、令和6年度以降の事業については未確定です。</p> <p>マイナンバーカードの交付体制等の確保には多額の費用を要し、市単独での財政支出は困難であるため、既存の「マイナンバーカード交付事務費補助金」に係る補助対象期間の延長を要望するものです。</p>
担当省庁 総務省
関係法令 マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 下野市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 2 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 8. 社会保障・税番号制度の導入について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、さらなる利便性の向上を図るため、運転免許センターにおいてもマイナンバーカードの更新発行を可能とするなど、マイナンバーカードの交付機関を拡充すること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 デジタル庁は、2021年12月24日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において 工程表の第6(4)マイナンバーカードの普及促進 ②マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現について、2024度(令和6年度)末に一体化を予定の旨掲載。 【移行イメージ】 一体化前(現状) 運転免許証更新発行 → 県運転免許センター マイナンバーカード交付 → 市役所(町役場)窓口等 一体化後 運転免許証更新発行及びマイナンバーカード交付 → 県運転免許センター ※ 運転免許証が無い方は、従来通り市役所の窓口にて交付受取
担当省庁 総務省
関係法令 マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 下野市
要望項目(大) ※全国市長会へ提出する10項目の一つ 5 福祉行政の充実強化について
要望項目(中) ※上記10項目の中の中項目 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について
要望内容 ※そのまま要望文となるよう簡潔に記載する。 成年後見制度利用促進体制整備推進事業について、実施自治体の財政負担の軽減及び事業の地域格差解消のため、地方負担を軽減するための財政措置を拡充すること。
提案理由等 ※要望提出の理由、背景、データ等を記載する。 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の強化を目標としており、地域連携ネットワークの構築と制度利用の促進を図るため、市町村における中核機関の整備などをKPIに設定している。中核機関の整備は、市町村直営又は委託により実施できるが、全国の最も多くの自治体は、社会福祉協議会等への委託により整備している。また、財源の一部に生活困窮者就労準備支援事業等補助金を活用しているが、概ね市町村の自主財源で対応している状況であり、各自治体の財政力等による格差解消を図るため、基準額の見直し及び事業の拡充を行うこと。 【生活困窮者就労準備支援事業等補助金】 ○ 中核機関コーディネート機能強化事業 ＜基準額＞ 1,000千円/取組 (1市町村あたり最大3,000千円) ＜補助率＞ 1/2 ＜取組＞① 調整体制の強化 ② 受任者調整の仕組み化 ③ 広域連携の実施 ○ 中核機関立ち上げ支援事業 ＜基準額＞ 600千円 ＜補助率＞ 1/2
担当省庁 厚生労働省
関係法令 成年後見制度利用促進法 第二期成年後見制度利用促進基本計画

栃市長会第18号
令和5年4月13日

栃木県総合政策部長 様

栃木県市長会
会長 佐藤 栄一
(公印省略)

令和5年度市町村長会議における協議事項について

このことについて、下記のとおり提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

協議事項

- 1 部活動の地域移行に係る人材確保について

1 部活動の地域移行に係る人材確保について

栃木県市長会

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援し」とあります。

県においても、令和5年3月に、休日の部活動の地域移行を推進するプランを策定し、同プランにおいて、専門性を有する指導者の確保が課題として挙げられています。

部活動指導における地域人材の活用については、県では、国体以前に実施された「運動部活動サポート事業」や、国体を契機として、平成28年度から実施された国体に向けた有望選手の育成につなげるための「運動部活動補助員派遣事業」など、地域のスポーツ指導者を派遣する事業を実施していただきました。これらの事業により、部活動指導における地域人材の確保や指導力向上に高い効果がありましたが、国体終了により令和4年度をもって廃止されたことから、今後の部活動における地域人材確保が困難になるものと懸念され、新たな取組が必要になっております。

つきましては、専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、また、教育課程外の学校教育活動に地域格差や参加機会の格差が生じないよう、国において必要な財源を確保するよう働きかけるとともに、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を要望いたします。